

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年3月29日
【事業年度】	第20期（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）
【会社名】	株式会社セルシード
【英訳名】	CellSeed Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 橋本 せつ子
【本店の所在の場所】	東京都江東区青海二丁目5番10号テレコムセンタービル
【電話番号】	03-6380-7490
【事務連絡者氏名】	取締役 最高財務責任者 小野寺 純
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区青海二丁目5番10号テレコムセンタービル
【電話番号】	03-6380-7490
【事務連絡者氏名】	取締役 最高財務責任者 小野寺 純
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月
売上高 (千円)	100,673	85,061	1,026,094	275,824	199,466
経常利益又は経常損失() (千円)	1,415,613	964,184	140,675	786,234	744,701
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失() (千円)	1,414,255	966,474	129,745	782,398	783,860
包括利益 (千円)	1,464,575	960,411	120,431	786,283	776,732
純資産額 (千円)	1,164,448	1,258,573	1,411,784	1,345,795	1,526,373
総資産額 (千円)	1,343,516	1,561,667	1,586,503	1,456,242	1,806,457
1株当たり純資産額 (円)	124.56	108.69	121.19	102.24	93.85
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失() (円)	154.94	93.29	11.35	66.60	55.31
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	11.27	-	-
自己資本比率 (%)	85.4	79.5	87.5	91.1	83.2
自己資本利益率 (%)	-	-	9.8	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	58.9	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	852,027	747,173	306,954	577,511	700,678
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	342,997	5,004	1,122	133,274	12,615
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	232,650	1,040,707	24,648	721,248	1,102,928
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,056,389	1,350,223	1,057,893	1,065,072	1,460,867
従業員数 (人)	33	37	39	40	40

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 2 第16期、第17期、第19期及び第20期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 3 第16期、第17期、第19期及び第20期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
- 4 第16期、第17期、第19期及び第20期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月
売上高 (千円)	100,673	85,061	1,026,094	275,824	199,466
経常利益又は経常損失 () (千円)	1,413,163	964,899	141,023	787,171	728,892
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	1,430,838	967,189	130,093	783,335	768,052
資本金 (千円)	2,969,436	3,496,621	3,509,913	3,872,335	4,348,286
発行済株式総数 (株)	9,214,419	11,424,419	11,459,419	12,981,819	16,008,319
純資産額 (千円)	1,179,819	1,267,165	1,430,038	1,366,997	1,555,934
総資産額 (千円)	1,360,311	1,572,289	1,609,928	1,477,685	1,835,019
1株当たり純資産額 (円)	126.23	109.44	122.78	103.88	95.70
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	156.76	93.36	11.38	66.68	54.19
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	11.30	-	-
自己資本比率 (%)	85.5	79.5	87.3	91.3	83.5
自己資本利益率 (%)	-	-	9.8	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	58.7	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (人)	33	37	39	40	40
[外、平均臨時雇用者数] (人)	[-]	[-]	[-]	[-]	[-]
株主総利回り (%)	79.8	68.8	99.4	76.6	36.8
(比較指標: JASDAQグロース) (%)	(104.0)	(124.8)	(85.1)	(100.8)	(73.3)
最高株価 (円)	842	684	2,020	1,408	519
最低株価 (円)	502	436	451	461	221

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第16期、第17期、第19期及び第20期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3 第16期、第17期、第19期及び第20期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

4 第16期、第17期、第19期及び第20期の株価収益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

5 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所JASDAQ(グロース)におけるものであります。

2【沿革】

年月	事項
2001年 5月	細胞シート工学に基づく再生医療等製品・再生医療支援製品の研究開発を主な目的として、東京都新宿区市谷仲之町に株式会社セルシードを設立
2001年 7月	東京都新宿区住吉町に本店を移転
2002年 7月	東京都新宿区新宿六丁目に本店を移転
2004年 1月	超低付着性細胞培養器材HydroCell、細胞回収用温度応答性細胞培養器材RepCellの販売を開始
2005年 1月	東京都新宿区若松町に本店を移転
2007年 9月	細胞シート回収用温度応答性細胞培養器材UpCellの国内販売を開始
2008年10月	連結子会社CellSeed Europe SARL（本社フランス・リヨン）を設立
2010年 3月	ジャスダック証券取引所NEO（現 東京証券取引所JASDAQグロース）に株式上場
2010年 6月	イギリス・ロンドンに連結子会社CellSeed Europe Ltd.を設立 CellSeed Europe SARL（本社フランス・リヨン）の商号をCellSeed France SARLに変更
2012年12月	東京都新宿区原町に本店を移転
2014年 4月	大日本印刷株式会社と細胞培養器材に関する製造委託基本契約を締結
2015年 5月	スウェーデンに連結子会社CellSeed Sweden AB（本社スウェーデン・ストックホルム）を設立
2016年 3月	東京都江東区青海（現所在地）に本店を移転
2016年11月	東京都江東区青海（現所在地）に細胞培養センターを設置
2016年12月	CellSeed France SARLを清算結了
2016年12月	CellSeed Europe Ltd.を休眠会社化
2017年 1月	東海大学との軟骨再生シート開発に関する基本合意書を締結
2017年 3月	細胞培養センターの「特定細胞加工物製造許可」を取得
2017年 4月	台湾・三顧股份有限公司（MetaTech(AP) Inc.）との細胞シート再生医療事業に関する台湾での独占的 事業提携契約を締結
2018年10月	「再生医療等製品製造業許可」を取得
2018年11月	再生医療受託サービスを開始
2019年 8月	台湾・三顧股份有限公司（MetaTech(AP) Inc.）との合併会社の設立に関する基本合意書を締結
2020年 1月	台湾に合併会社(日生細胞生技股份有限公司(Up Cell Biomedical Co.))を設立

3【事業の内容】

当社グループは、当社（株式会社セルシード）及び欧州における細胞シート再生医療等製品の研究開発を行う子会社（CellSeed Sweden AB）並びに関連会社（日生細胞生技股份有限公司(Up Cell Biomedical Co.))の3社により構成されております。

当社グループは、日本発の「細胞シート工学」を基盤技術とし、この技術に基づいて作製される「細胞シート」を用いて従来の治療では治療できなかった疾患や障害を治す再生医療アプローチである「細胞シート再生医療」の世界普及を目指して、以下の2つの事業を展開しております。

(1) 「再生医療支援事業」

細胞シート再生医療の基盤ツールである「温度応答性細胞培養器材」及びその応用製品の研究開発・製造・販売、並びに再生医療に関わる総合的なサポートを通じて、再生医療の研究開発・事業化を支援する事業（当社が推進）

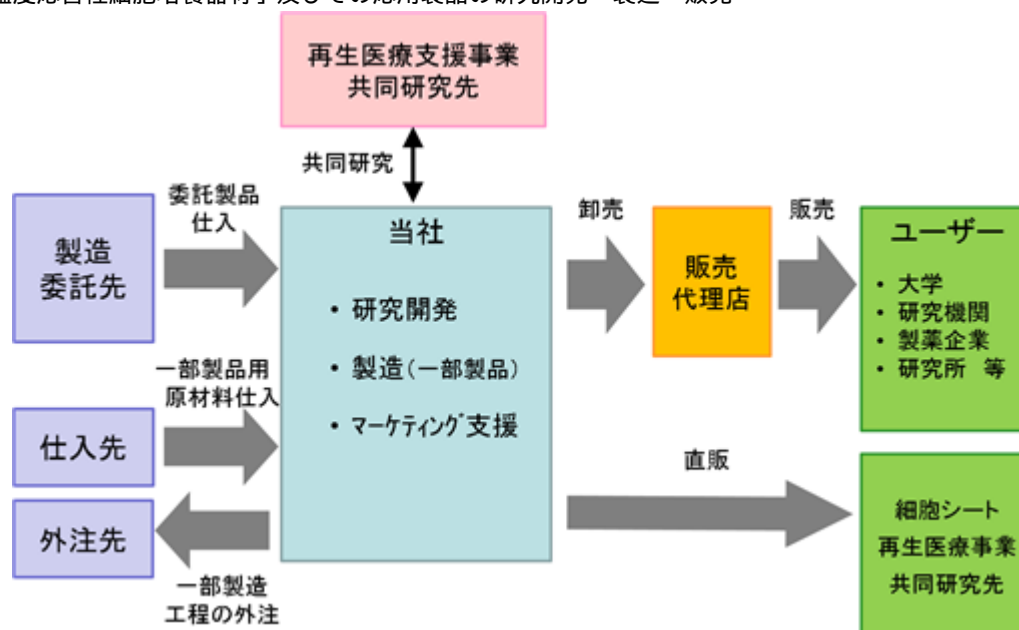
(2) 「細胞シート再生医療事業」

細胞シート再生医療等製品及びその応用製品の研究開発・製造・販売を通じて、細胞シート再生医療の普及を推進する事業（当社及びCellSeed Sweden ABが推進）

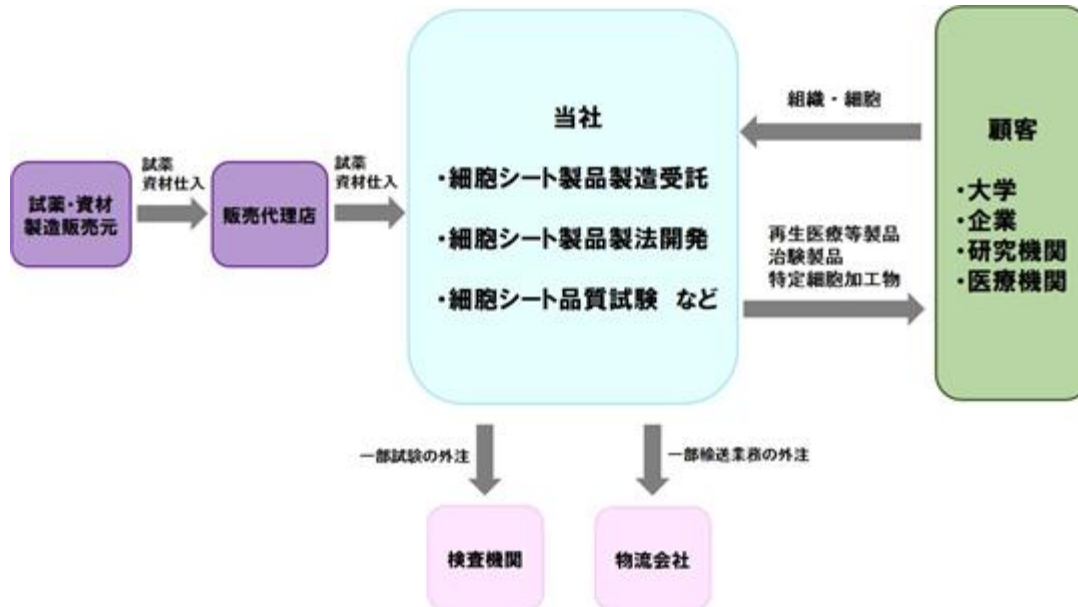
系統図は次のとおりであります。

再生医療支援事業

「温度応答性細胞培養器材」及びその応用製品の研究開発・製造・販売



再生医療受託サービス



細胞シート再生医療事業

細胞シート再生医療事業では患者自身（自己細胞）あるいは患者以外（同種細胞）から必要な細胞を少量採取し、それを当社が開発した温度応答性細胞培養器材で培養して組織を作り、患者に提供するというものです。

細胞シート再生医療事業は現在事業化準備段階にあり、当社は細胞シート再生医療第1号製品の早期事業化を目的とした他社との協力体制等も視野に入れ、その実現を目指しております。従いまして事業系統図は、上述の状況等を踏まえた上で具体化していく内容となることから、現段階において事業系統図は記載しておりません。

4【関係会社の状況】

名称	住所	出資金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) CellSeed Sweden AB (持分法適用関連会社)	スウェーデン ・ストックホルム	6,800千クローナ	細胞シート 再生医療事業	100.0	役員兼任1名、 業務委託・受託
日生細胞生技股份有限公司(Up Cell Biomedical Co.)	台湾 新北市	33,000千台湾ドル	細胞シート 再生医療事業	25.3	役員兼任1名

- (注) 1. CellSeed Europe Ltd.は休眠会社としております。
2. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
再生医療支援事業	7
細胞シート再生医療事業	26
全社(共通)	7
合計	40

- (注) 1 従業員数は、就業人員であります。
2 当社グループは事業種類の経営組織体系を有しておらず、同一の従業員が複数種類の事業に従事することがあります。
3 全社(共通)は、総務及び経理等の経営企画部門の従業員であります。

(2) 提出会社の状況

2020年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
40	43.1	2.7	5,946,697

セグメントの名称	従業員数(人)
再生医療支援事業	7
細胞シート再生医療事業	26
全社(共通)	7
合計	40

- (注) 1 従業員数は、就業人員であります。
2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3 当社は事業種類の経営組織体系を有しておらず、同一の従業員が複数種類の事業に従事することがあります。
4 全社(共通)は、総務及び経理等の経営企画部門の従業員であります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1)経営方針

経営理念として以下の通りミッション及びビジョンを策定し、再生医療の発展に貢献して参ります。

「ミッション」：価値ある、革新的な再生医療をリードし、世界の医療に貢献します。

「ビジョン」：細胞シートビジネスプラットフォームを確立して、最良の製品を世界に届けます。

(2)目標とする経営指標

当社は再生医療支援事業と細胞シート再生医療事業を展開しておりますが、いずれの事業もまだ継続的な利益を計上する前の段階にあります。ただし、細胞シート再生医療事業においては、早期売上高計上開始を目指して複数のパイプラインの研究開発を推進しております。また、再生医療支援事業においては、国内外の販売代理店を通じた各種細胞培養器材の販売を推進し、販売促進を通じた売上高増強に努めております。

当社は、以上のような売上高増加を目指した様々な事業活動を推進することによって、早期に連結ベースでの継続的な黒字化を実現することを中長期的な最重要経営課題としております。

(3)経営環境及び対処すべき課題

再生医療支援事業に関する経営環境及び対処すべき課題

再生医療支援事業の最大の課題は、対象顧客層における当社細胞培養器材の認知度向上による売上高増加であります。現在国内外の販売代理店及び自社による販促活動に注力しておりますが、特に海外においては認知度向上余地が大きいと考えられます。その施策の1つとして、新規販売代理店の開拓は喫緊の課題であると認識しております。

顧客ニーズに対応した製品ラインナップの拡充も重要な課題であります。操作性の向上を目的とした新しい器材形態の開発や培養する細胞の特性に応じた培養器材表面の調整など様々な要望が顧客から寄せられており、当社でも具体的な検討作業を進めております。

また、臨床応用用途の製品開発も重要な課題であると考えております。現在、当社が市販している製品は研究開発用途を目的とした製品が主ですが、今後は臨床研究段階や再生医療等製品の製品化の際にも利用可能な製品開発も進めております。

さらに製造コストの引き下げ及び生産能力の拡充も重要課題の1つであります。現在、市販製品については大日本印刷株式会社に製造を委託して製品の安定供給を進めつつ、製造方法の抜本的な変革を目指し製造枚数を飛躍的に増やしつつ製造コストも引き下げる検討を進めて参ります。

細胞シート再生医療事業に関する経営環境及び対処すべき課題

(a) 細胞シート再生医療第1号製品の早期事業化

当社の使命である「細胞シート工学」という日本発の革新的再生医療技術を基盤として様々な「細胞シート再生医療」製品を開発し、その世界普及を推進するためには、当社細胞シート再生医療第1号製品を日本において早期事業化することが重要であります。当社は、まず国内での細胞シート再生医療等製品パイプラインの開発を自社主体で推進し、販売承認取得を目指します。また製造体制・販売体制の確立を通して事業化段階をより前進させつつ、海外展開においては他社との提携等も視野に入れ、細胞シート再生医療事業の拡大を目指して参ります。

(b) 細胞培養施設の運営

再生医療における細胞の培養には、細胞培養施設というバイオクリーンルーム設備が必要となります。当社は2016年に当該施設（細胞培養センター）を設置いたしました。当該施設は2014年11月施行の「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」に準拠した設備運営実現のための体制作りを終え、現在はその維持、向上を目指しております。

(c) 細胞シート培養技術者の育成

「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」の施行により、企業は医療機関からの臨床用細胞の培養の受託が可能となります。当社にとっては、細胞培養施設を所有しない、もしくは有しながらも人的リソースの不足などから効率的な運営ができないなどの問題を抱える大学病院や医療機関などから臨床用細胞シートの製造

受託が可能となり、営業収益を拡大する機会となります。しかしながら、細胞シートの培養を適正かつ安全に行うには、十分な教育を受けた技術者の育成が必要であり、また高い技能を有した細胞培養技術者の育成は品質向上につながります。当社ではこれまで培ってきた細胞シート培養の経験やノウハウを活かし、臨床用細胞シートの培養を適正かつ安全に行うための細胞シート培養技術者の育成を進めて参ります。

事業推進に必要な経営資源・インフラに関する経営環境及び対処すべき課題

(a) 事業資金の確保

当社グループでは、研究開発活動の推進に伴い、運転資金、研究開発投資及び設備投資等、資金需要の増加が予想されます。このような資金需要に対応すべく当社は第三者割当増資や公募増資等を実施しましたが、今後さらにエクイティ・ファイナンス、事業提携の実現による開発中品目の上市前における収益化（一時金の獲得など）、国をはじめとする公的補助金、銀行からの借入等の活用などにより資金需要に対応して参ります。また、資金調達手段の多様化により継続的に当社グループの財務基盤の強化を図っていく方針であります。

(b) 人材の採用・育成

再生医療等製品の研究開発には様々な専門スキルを有する人材が必要であります。特に細胞シート再生医療は工学・細胞生物学・化学などの学際分野に属することから多様な専門人材の採用・育成が不可欠です。またMetaTech社に加え台湾合弁会社設立によって、今後は今まで以上に台湾における共同開発、事業化に重点を置く予定であることから、日本国内のみならずグローバルで活躍できる人材の確保に注力する方針であります。

また、組織規模の拡大・多様化に対応した会社組織としてのガバナンス、従業員サポート、教育の質的向上にも尽力して参ります。

(4)中長期的な経営戦略

当社は経営の基本方針に基づき、当社が果たすべき基本的使命の確実な遂行により、外部環境の変化に対応して持続的な成長を実現するために、下記概要の通り計画を推進して参ります。

日本で早期の食道再生上皮シートの製造販売承認申請を目指す

自己軟骨再生シートは東海大学より先進医療に係る製造を受託。先進医療を見据えて治験実施

日本発の細胞シート工学の世界展開のために事業提携を積極的に推進し収益の拡大を目指す。

台湾における再生医療ビジネスへの投資拡大を見据え、台湾・三顧股份有限公司（MetaTech(AP) Inc.）及び台湾合弁会社(日生細胞生技股份有限公司(Up Cell Biomedical Co.))との協業を強化し、更なる収益機会獲得を目指す。

再生医療支援製品の新品開発及び研究用細胞の大量培養を目的とした新たな市場への製品供給並びに海外売上拡大による需要増加に対応した生産体制・能力を充実、拡大し、更なる収益機会の拡大を目指す。

受託製造、コンサルティング事業を推進し、更なる収益機会獲得を目指す。

2【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。リスクの発生を全て回避できる保証はありません。また、以下の記載は当社グループに関連するリスクすべてを網羅するものではありませんのでご留意ください。

なお、本項中の記載内容については、将来に関する事項は本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

再生医療支援事業・細胞シート再生医療事業の双方に共通するリスク

(a) 知的財産権に関するリスク

当社グループは研究開発活動等に必要様々な知的財産権を保有しており、これらは当社グループ所有の権利・ノウハウであるか、あるいは適法に実施許諾を受けた権利・ノウハウであると認識しております。現在当社グループでは事業に必要な特許を原則として全て自社で確保する方針を採用しており、例えば各再生医療パイプラインに関する基本的な特許については当社が出願人となって既に出願しております。さらに順次周辺特許の出願等を通じた特許網の拡充にも取り組んでおりますが、一方で出願中の特許については登録に至らない可能性が存在します。また重要なノウハウについては秘密保持契約を課すなどして管理しておりますが、第三者が独自に同様又は類似のノウハウの開発・知得に成功する可能性は否定できません。出願中特許が成立しない場合、事業に必要な特許が何らかの理由で確保できない場合、あるいは当社ノウハウと同様あるいは類似のノウハウを第三者が開発又は知得した場合、当社グループの事業戦略や経営成績及び外部企業との提携関係に重大な影響を及ぼす可能性があります。

このような可能性が何らかの形で現実化した場合には当社グループの財政状態と経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループの重要な知的財産権については定期的に関連特許出願状況等をチェックしており、重大な問題が生じる前に逸早く対策を打つことができるよう体制の整備を図っております。さらに、継続的に新規特許を出願することによって、当社グループ特許網の拡充に努めております。

(b) 技術革新に伴う競合リスク

当社グループは細胞シート工学を基盤技術として細胞シート再生医療等製品・再生医療支援製品の研究開発を進めております。再生医療事業に本格参入している企業はまだ比較的少ないものの、研究開発を進めながら参入を検討している潜在的競合相手は少なくないと想定しております。さらに、本業界における技術の進歩は速く、後発参入製品の機能は先発製品の機能を少なからず上回り、競争が激化することが容易に想定されます。それら競合相手の中には、技術力、マーケティング力、財務状況等において当社グループと比較して優位にあると思われる企業もあり、製品機能だけでなく、製造能力や生産性及びマーケティング・販売力などで当社グループを上回る可能性が考えられます。このため、当社グループは早期の事業化・収益化を目指しておりますが、これら競合相手との競争においては、計画どおりの収益を上げることができない可能性があります。

(c) 製造物責任に関するリスク

医薬品・医療機器・再生医療等製品の設計、開発、製造及び販売には、製造物責任賠償のリスクが内在しております。当社は細胞培養器材について製造物責任保険を一部付保しておりますが、最終的に当社が負担すべき賠償額を全額カバーできるとは限りません。従いまして、当社製品の欠陥等による事故が発生した場合、当社が開発した細胞シート再生医療等製品が患者の健康被害を引き起こした場合、又は当社製品の治験、製造、人道的使用に関する説明、営業もしくは販売において不適当な点が発見された場合には、製造物責任を負う可能性があり、当社グループの事業及び財務状況に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。また、このような事例において結果として当社グループの過失が否定されたとしても、当社に対する製造物責任に基づく損害賠償請求等がなされること自体によるネガティブ・イメージにより、当社製品に対する信頼に悪影響が生じ、当社グループの事業に影響を与える可能性があります。

(d) 研究開発活動に由来するリスク

当社グループは研究開発型企業として、産学連携のもと、大学との共同研究や治験を進めております。また当社グループが手掛けている細胞シート再生医療事業及び再生医療支援事業そのものが新しいため、社内のほぼすべての部署が直接的又は間接的に研究開発に深く関与しており事業予算に占める研究開発費は多額なものとなっております。

しかしながら、研究開発活動が計画どおりに進む保証はなく、当該研究開発の成果が当社グループの予想どおりに上がらず、当社グループの事業戦略、業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

当社グループが進めている細胞シート再生医療事業及び再生医療支援事業は、製品開発に長期間を要し、かつ、細胞シート再生医療事業での治験承認や製造販売承認等の薬事承認プロセスにも不確定要素が多いため、

事業計画における研究開発期間が想定以上に延びた場合等に、研究開発費の負担増が当社グループ業績を圧迫するなど経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(e) ビジネスモデルに由来するリスク

）大学及び研究機関等との関係に由来するリスク

当社グループは、東京女子医科大学・東海大学を始めとする大学や他の研究機関との連携を通じて、研究開発活動や事業基盤の強化を行っております。具体的には、当社グループの事業に関し、大学教員と顧問契約を締結して技術指導を受ける、または大学・研究機関等と共同研究を行うなどしております。しかしながら、大学教員と企業との関係は法令や各大学の規程等に影響を受ける可能性があり、また国立大学の独立行政法人化により大学の知的財産権に対する意識も変化しつつあります。従いまして、当社グループの希望どおりに共同研究や権利の譲受を行うことができない可能性があり、かかる場合には当社グループの事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

）提携に関するリスク

当社グループの事業計画には、外部企業との提携関係を前提にした部分が存在します。前提となっている提携関係には既に契約済みのもので今後契約することを想定したものの両方がありますが、既に契約済みの提携については提携先の都合による契約終了や契約条件変更のリスクがあり、今後契約することを想定した提携については想定どおりの時期・条件で契約できないリスクが存在します。いずれの場合が現実化した場合でも、当社グループの事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

再生医療支援事業に関するリスク

現在当社は、販売代理店を通じて日本国内・海外双方でUpCellを始めとする各種細胞培養器材を販売しております。当社の再生医療支援事業の製品は多くはこれまでに例をみない全く新しい種類の製品であり、付加価値が大きい分、価格も高く設定されております。従いまして、今後必ずしも当社計画どおり販売数量が伸びるとは限らず、また販売促進などの理由から価格を下げる戦略を採用した結果収益性が低下する可能性も否定できません。また当社では、温度応答性細胞培養器材の生産能力の大幅増強や生産コストの引き下げ、さらには新しい温度応答性細胞培養器材の研究開発に取り組んでおりますが、これらの取り組みが実際に当社グループの事業計画や経営成績に与えるインパクトについては現時点では定かではありません。

細胞シート再生医療事業に関するリスク

(a) 先端医療に関する事業であることに由来するリスク

まず一般論として、再生医療は世界的に見てもまだ本格的な普及段階に至っておらず、特に日本では最近まで主に特定の医師・医療機関が用いる高度な医療技術として比較的限定された範囲での臨床応用を中心として行われてきた経緯があります。

こういった現状の背景には、最先端の医療・医薬品に特有の課題やリスクが存在します。まず再生医療の基盤となる学問や技術が急速な進歩を遂げている中で再生医療等製品そのものに関する研究開発も非常に速いスピードで進んでおり、日々新しい研究開発成果や安全性・有効性に関する知見が生まれて来ています。当社グループの基盤技術である細胞シート工学は現時点では新規性の高い再生医療技術であり、また学術的に見ても安全性・有効性・応用可能性ともに他の再生医療等製品よりも優れていると自負しておりますが、一方で常に急激な技術革新の波に追い越されるリスクや想定していない副作用が出るリスクが存在し、またそのために当社グループの事業戦略や経営成績に重大な影響が出る可能性があります。

(b) 法規制改正・政府推進政策等の変化に由来するリスク

再生医療等製品に関連する法規制についても、最新の技術革新の状況に対応すべく常時変更や見直しが必要となる可能性があります。例えば、法律・ガイドライン等の追加・改正により、これまで使用が認められてきた原材料が突然全く使用できなくなるといったリスクや当社の想定通りの内容で薬事承認が下りない又は薬事承認の取得に想定以上の時間を要するといったリスクも否定できません。また世界的な医療費抑制の流れの中で、当社が想定している製品価値よりも低い薬価・保険償還価格となる可能性もあります。当然このような場合には、当社グループの事業戦略や経営成績に重大な影響が出る可能性があります。

(c) 事業基盤の整備・確立に係るリスク

細胞シート再生医療事業には、まだ確立された事業基盤が存在しないことに起因するリスクが存在します。細胞シート再生医療事業を長期的に持続可能な事業構造にするためには様々な事業基盤の整備・確保が必要で、その一部には当社グループのみならず関連する官庁・企業・業界も一緒になって整備・拡充に取り組む必要がある社会的基盤もあります。また、当社グループは再生医療等製品の製造企業としての製品供給体制の確立へ向けた取り組みを推進しております。こういった取り組みの中には、先行投資を回収し得る利益率を達成できるだけの製造原価低減、医師に適切な内容・量の製品情報を届けることができるマーケティング・販売体

製の構築、製造販売開始後のフォローアップ体制の確立など多くの課題が存在し、その解決のためには時間と多額の費用が必要となります。さらに言えば、当社グループの想定どおりに市場を開拓することができる保証はございません。当社グループでは大手製薬企業などで豊富な実務経験を積んだスタッフを採用して事業基盤の確立に取り組んでおりますが、細胞シート再生医療事業の基盤の整備・構築にあたっては上述の通り当社グループの事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生するリスクが存在します。

(d) ヒト又は動物由来の原材料の使用に関するリスク

一般的に、再生医療等製品はヒト細胞・組織を利用したものであり、利用するヒト細胞・組織に由来する感染の危険性を完全に排除し得ないことなどから安全性に関するリスクが存在するとされています。

また、やはり一般的に再生医療等製品は、原材料や製造工程で使用する培地に動物由来原料を使用することがあり、この動物由来原料の使用によって未知のウイルスによる被害等が発生する可能性を否定できません。

以上のように、一般的に再生医療等製品には原材料として使用するヒト又は動物由来材料に起因する感染リスクなどヒト又は動物由来材料（又はその一部）が患者の体内に移植されることに伴うリスクが存在し、そのリスクが当社グループの事業及び財務状況に重大な悪影響を及ぼす可能性は否定できません。

また、このような事例について当社グループの過失が否定されたとしても、ネガティブ・イメージによる業界全体及び当社製品に対する信頼に悪影響が生じ、当社グループの事業に影響を与える可能性があります。

財務状況に由来するリスク

(a) マイナスの利益剰余金を計上していることに由来するリスク

現時点では当社グループは研究開発活動を中心とした企業であり、細胞シート再生医療等製品が販売されるようになるまでは多額の研究開発費用が先行して計上されることとなります。そのため、当連結会計年度末において 4,401,491千円の利益剰余金を計上しております。

当社グループは、将来の利益拡大を目指しております。しかしながら、当社グループは将来において想定どおりに親会社株主に帰属する当期純利益を計上できない可能性もあります。また、当社グループの事業が計画どおりに進展せず親会社株主に帰属する当期純利益を獲得できない場合には、マイナスの利益剰余金がプラスとなる時期が著しく遅れる可能性があります。

(b) 税務上の繰越欠損金に関するリスク

当社には現在のところ税務上の繰越欠損金が存在しております。そのため、事業計画の進展から順調に当社業績が推移するなどして繰越欠損金による課税所得の控除が受けられなくなった場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

(c) 資金繰り及び資金調達に関するリスク

当社グループでは、研究開発活動の推進に伴い営業キャッシュ・フローのマイナスが生じており、今後も事業の進捗に伴って運転資金、研究開発投資及び設備投資等の資金需要が想定されます。このような資金需要に対応すべく当社はこれまでに第三者割当増資や公募増資等を実施しましたが、今後さらにエクイティ・ファイナンス、事業提携の実現による開発中品目の上市前における収益化（一時金の獲得など）、国をはじめとする公的補助金等の活用などにより資金需要に対応していく方針です。また、資金調達手段の多様化により継続的に当社グループの財務基盤の強化を図ってまいります。エクイティ・ファイナンスや売上収入・提携一時金及び公的助成金・補助金等の獲得を含めた資金調達が想定どおり進まない場合等、資金繰りの状況によっては当社グループの事業活動等に重大な影響を与える可能性があります。

また、将来増資などのエクイティ・ファイナンスを実施した場合には、当社の発行済株式数が増加することにより1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

(d) 配当政策に関するリスク

当社は設立以来配当を実施しておりません。また、当社は研究開発活動を継続的に実施していく必要があることから、当面は内部留保の充実に努め研究開発資金の確保を優先することを基本方針としております。また、株主への利益還元も重要な経営課題の1つであると認識しており、経営成績と財政状態を勘案して利益配当も検討してまいります。しかしながら、事業等の進捗によっては利益配当までに時間を要する可能性があります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化に関するリスク

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。2015年8月13日開催、2017年8月10日開催及び2020年7月21日開催の取締役会において会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権付与に関する決議を行いました。当該新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。また、今後も優秀な人材確保のために、同様なインセンティブプランを継続して実施していくことを検討しております。従いまして、今後付与される新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

また当社は2020年7月21日開催の取締役会において第三者割当による新株予約権の発行による資金調達を決議いたしました。当該新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

人材及び組織に関するリスク

(a) 特定の人材への依存に由来するリスク

当社グループでは、過度に特定の人材に依存しない組織的な経営体制の構築を進めておりますが、現時点で何らかの事由で特定の人材が当社の業務を継続することが困難になった場合、当社グループの事業展開や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(b) 人材の確保及び育成に関するリスク

当社グループの事業活動は、現在の経営陣、各部門の責任者と構成員等に大きく依存しております。そのため、優秀な人材の確保と育成に努めておりますが、人材確保又は育成が計画どおりに行えない場合、当社グループの事業展開や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(c) 小規模組織であることに由来するリスク

当社グループの組織は小規模であり、内部管理体制も規模に応じたものとなっております。今後の事業拡大に伴い、内部管理体制の一層の充実を図る方針ではありますが、当社グループが事業拡大に応じて適切かつ十分な組織対応ができない場合には、組織効率が低下したり十分な事業活動が行えない可能性があります。また、人員の増加とそれに連動する人件費の増加によって、経営効率が低下する可能性があります。

(d) 世界展開に必要な組織体制の構築に関するリスク

当社グループは細胞シート再生医療事業の世界展開を推進しており、欧州に連結子会社を設立しております。このような海外拠点の設立にあたっては現地事情に詳しい組織や提携先のネットワークを最大限に活用して情報収集や人材採用に努めておりますが、想定どおりに人材採用や組織構築が進まない可能性もあります。このような場合、当社グループの事業展開や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

海外展開に伴うカントリーリスク

当社は、台湾・三顧股份有限公司(MetaTech(AP) Inc.)と台湾での合併会社設立について合意し、日本・台湾のアカデミアからのシーズをベースに再生医療等製品の開発・事業化を行っていく方針であります。台湾における法令、制度・規制、社会情勢をはじめとしたカントリーリスクが顕在化し、円滑な事業推進を行うことが困難になった場合、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

新型コロナウイルス感染拡大に伴うリスク

今般の新型コロナウイルス感染症の流行拡大は、世界的な規模で経済活動に影響を及ぼしております。会社、担当現場レベルでのリスク対応策は想定してはおりますが、当該影響により、当社においても株価低迷による資金調達金額の減少、売上等の減少、当社社員に感染者が発生した場合における細胞シート受託製造の中止、延期などの事象が顕在化し、円滑な事業推進を行うことが困難になった場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、当社新株予約権の行使による資金調達の実施により、当連結会計年度末の手元資金（現金及び預金）残高は1,460,867千円となり、財務基盤については安定的に推移しております。一方で事業面におきましては細胞シート再生医療事業の重要課題である当社細胞シート再生医療第1号製品の早期事業化の道程を示すまでには至っておらず、当社グループは当連結会計年度末において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在していると判断しております。

当社グループは当該状況の解消を図るべく、以下の施策に取り組んで参ります。

当社細胞シート再生医療第1号製品の早期事業化の実現と事業提携の推進による収益機会の獲得

当社グループは、今後、食道再生上皮シート並びに軟骨再生シートの開発を推進し、当社細胞シート再生医療第1号製品の早期事業化を実現すること、また事業提携先の開拓を通じて、更なる収益機会を獲得していくことで当該状況の解消を図って参ります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)財政状態及び経営成績の概要

財政状態

(資産)

当連結会計年度末の流動資産は、前連結会計年度末に比べて376,701千円増加し、1,622,187千円となりました。これは、現金及び預金が395,794千円増加したことなどによります。

当連結会計年度末の固定資産は、前連結会計年度末に比べて26,485千円減少し、184,270千円となりました。これは、有形固定資産が29,113千円減少したことなどによります。

この結果、当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べて350,215千円増加し、1,806,457千円となりました。

(負債)

当連結会計年度末の流動負債は、前連結会計年度末に比べて9,637千円増加し、120,084千円となりました。これは、買掛金が4,548千円減少した一方で、未払金が7,755千円、未払法人税等が7,470千円増加したことなどによります。

当連結会計年度末の固定負債は、前連結会計年度末に比べて160,000千円増加し、160,000千円となりました。これは、長期借入金が増加したことによります。

この結果、当連結会計年度末の負債合計は、前連結会計年度末に比べて169,637千円増加し、280,084千円となりました。

(純資産)

当連結会計年度末の純資産合計は、前連結会計年度末に比べて180,578千円増加し、1,526,373千円となりました。これは、親会社株主に帰属する当期純損失を783,860千円計上した一方で、新株予約権の発行およびその一部の行使による株式の発行により資本金が475,951千円、資本剰余金が475,951千円増加したことなどによります。

経営成績

当連結会計年度におけるわが国経済及び世界経済は、世界的な大流行となった新型コロナウイルス感染症の影響により世界各地で経済活動の制限が行われたことから、極めて厳しい状況となりました。日本においても2020年3月に緊急事態宣言が発出され、医療活動、経済活動へ大きな影響が出ました。さらに2020年11月ごろから新型コロナウイルス感染症の3回目の感染拡大が進んでおり、2021年1月には再び緊急事態宣言が発出されるに至るなど、経済活動の停滞や景気後退懸念が払しょくされず、先行きが不透明な状況が継続しております。

当社グループはこのような環境の下、全社員の健康と安全を確保するため、在宅勤務を原則とする勤務体制を実施するなどの対策により感染拡大防止に努めつつ再生医療支援事業及び細胞シート再生医療事業における活動を推進いたしました。

この結果、当連結会計年度における売上高は199,466千円（前連結会計年度比76,357千円の減少）、営業損失は719,521千円（前連結会計年度比61,275千円の減少）、経常損失は744,701千円（前連結会計年度比41,532千円の減少）、親会社株主に帰属する当期純損失は783,860千円（前連結会計年度比1,462千円の増加）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

(再生医療支援事業) 培養器材事業、製造受託など

再生医療支援事業では、将来に向け更なる器材事業の成長を目指し、引き続き新製品の研究開発に取り組みました。販売面におきましては、新型コロナウイルスをはじめとした様々な感染症やがん疾患などの予防法や治療法を開発するための研究用細胞の大量培養を目的とした新たな市場へ製品供給を開始し、更には器材製品の拡販に向けた既存代理店との更なる協業強化及び積極的な販売促進活動を引き続きおこなった結果、当連結会計年度において、特に海外売上が順調に伸び、前連結会計年度に続き過去最高の売上を達成することが出来ました。

当社細胞培養センターを活かした再生医療を支援する再生医療受託事業については、共同研究先である東海大学で自己軟骨再生シートの先進医療Bの治療が開始されております。当社は東海大学から製造を受託し、新型コロナウイルスの感染拡大により手術の延期等の影響により当初の売上計画は未達であったものの、年間で3症例の売上を計上することが出来ました。

以上のような結果、当連結会計年度における売上高は147,314千円（前連結会計年度比30,179千円の増加）、営業損失は38,901千円（前連結会計年度比5,043千円の減少）となりました。

(細胞シート再生医療事業)

細胞シート再生医療事業では、食道再生上皮シート及び軟骨再生シートの細胞シート再生医療等製品パイプラインの自社開発を中心とした研究開発を推進しております。

食道再生シートパイプラインでは、追加治験の開始に注力して参りました。

2016年8月より進めて参りました治験については2018年4月までに治験実施施設での症例登録を終了しましたが、本製品の安全性は確認できたものの、有効性を証明するには十分なデータであるとは言い切れず、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下、PMDA）からは、追加治験を実施する必要がある旨の回答がありました。

その後、食道癌の内視鏡治療後の食道狭窄予防に安価な治療方法としてステロイド投与が認知されてきたことから、追加治験はステロイド投与にリスクがある患者を対象にし、必要な症例数等を含め、PMDAと継続して協議を行ってきた結果、2020年7月には追加治験を実施することを決定し同年10月には治験届を提出いたしました。

このような経緯から対象患者をステロイド投与にリスクがある患者に限定したこと、PMDAから当初の治験よりも多い症例数を求められていることから、製造販売承認申請の時期を2025年に予定していますが、治験施設の追加など、治験期間の短縮に向けて、引き続き検討を重ねて参ります。

なお、当社スウェーデン子会社を拠点とする、欧州における食道再生上皮シートに関する開発につきましては、内視鏡治療の欧州での普及が当初想定したよりも進んでいないこと、上記の日本における製造販売承認の取得に注力するため、中止することを決定いたしました。

軟骨再生シート再生医療等製品パイプラインでは、同種細胞をストックするためのセルストックを構築するための仕組みづくりを模索してまいりました。

しかしながら商業利用を前提としたセルストック構築には、各種医療機関・行政における細胞を採取・保管・供給するための仕組み作りに未整備な点が見受けられ、企業として組織の入手が困難であったため、まずは研究用途に限った軟骨細胞を成育研から入手して、研究開発を行って参りました。

2020年12月には成育研の倫理審査委員会から、多指（趾）症（生まれつき指の数が5本より多い疾患）患者から採取した軟骨組織の提供等について承認を取得し、ようやく商業利用可能な軟骨組織を安定的に入手できるようになったことから、今後は同種軟骨細胞シートの治験及び製造販売承認に向けての研究開発を加速させて参ります。

海外展開におきましては、2020年11月に三顧股份有限公司（MetaTech(AP) Inc.）に対して5,000万円の売上を計上いたしました。

当該売上は、三顧股份有限公司（MetaTech(AP) Inc.）と細胞シート再生医療事業（食道再生上皮シート・軟骨再生シート）の台湾での独占的な開発・製造・販売権を付与する契約を2017年4月に締結しており、この契約において軟骨再生シートによる治療を開始し、10 症例の治療完了時には、5,000 万円のマイルストーン収入（目標達成報奨金）を受領することになっていたものによるものです。

今後も引き続き三顧股份有限公司（MetaTech(AP) Inc.）に対して食道再生上皮シート及び軟骨再生シート事業にかかる支援を行って参ります。

以上のような活動の結果、当連結会計年度における売上高は52,152千円（前連結会計年度比106,537千円の減少）、営業損失は390,492千円（前連結会計年度比33,755千円の減少）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、前連結会計年度末に比べて395,794千円増加し、1,460,867千円となりました。当連結会計年度に係る区分ごとのキャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において営業活動に使用した資金は700,678千円（前連結会計年度比123,166千円の支出増）となりました。これは、税金等調整前当期純損失を780,060千円計上したことなどによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において投資活動の結果使用した資金は12,615千円（前連結会計年度比120,658千円の支出減）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出6,450千円などによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において財務活動の結果獲得した資金は1,102,928千円（前連結会計年度比381,680千円の収入増）となりました。これは、新株予約権の行使による株式の発行による収入938,683千円、長期借入れによる収入160,000千円などによるものです。

生産、受注及び販売の実績

(a)生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(b)受注実績

当社は受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(c)販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメント	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	前年同期比(%)
再生医療支援事業(千円)	147,314	25.8
細胞シート再生医療事業(千円)	52,152	67.1
合計(千円)	199,466	27.7

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 最近2連結会計年度の主要な輸出先及び輸出版売高並びに割合は、次のとおりであります。
なお、()内は販売実績に対する輸出高の割合であります。

輸出先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
欧州	48,725	22.8	53,591	40.3
アジア	164,552	77.0	79,248	59.7
米国	341	0.2	-	-
合計	213,619 (77.4%)	100.0	132,839 (66.6%)	100.0

- 3 最近2連結会計年度の主要な販売先及び販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
MetaTech(AP) INC.	164,552	59.7	79,248	39.7
Thermo Fisher Scientific Inc.	48,725	17.7	53,591	26.9
フナコシ(株)	26,059	9.4	32,246	16.2

(2)経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。なお、将来に関する事項は当連結会計年度末日現在において判断したものであり、リスクや不確実性を含んでいます。将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますのでご留意ください。

財政状態の分析

(資産)

当連結会計年度末の流動資産は、前連結会計年度末に比べて376,701千円増加し、1,622,187千円となりました。これは、現金及び預金が395,794千円増加したことなどによります。

当連結会計年度末の固定資産は、前連結会計年度末に比べて26,485千円減少し、184,270千円となりました。これは、有形固定資産が29,113千円減少したことなどによります。

この結果、当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べて350,215千円増加し、1,806,457千円となりました。

(負債)

当連結会計年度末の流動負債は、前連結会計年度末に比べて9,637千円増加し、120,084千円となりました。これは、買掛金が4,548千円減少した一方で、未払金が7,755千円、未払法人税等が7,470千円増加したことなどによります。

当連結会計年度末の固定負債は、前連結会計年度末に比べて160,000千円増加し、160,000千円となりました。これは、長期借入金160,000千円増加したことによります。

この結果、当連結会計年度末の負債合計は、前連結会計年度末に比べて169,637千円増加し、280,084千円となりました。

(純資産)

当連結会計年度末の純資産合計は、前連結会計年度末に比べて180,578千円増加し、1,526,373千円となりました。これは、親会社株主に帰属する当期純損失を783,860千円計上した一方で、新株予約権の発行およびその一部の行使による株式の発行により資本金が475,951千円、資本剰余金が475,951千円増加したことなどによります。

経営成績の分析

再生医療支援事業では、将来に向け更なる器材事業の成長を目指し、引き続き新製品の研究開発に取り組みました。販売面におきましては、新型コロナウイルスをはじめとした様々な感染症やがん疾患などの予防法や治療法を開発するための研究用細胞の大量培養を目的とした新たな市場へ製品供給を開始し、更には器材製品の拡販に向けた既存代理店との更なる協業強化及び積極的な販売促進活動を引き続きおこなった結果、当連結会計年度において、特に海外売上が順調に伸び、前連結会計年度に続き過去最高の売上を達成することが出来ました。

当社細胞培養センターを活かした再生医療を支援する再生医療受託事業については、共同研究先である東海大学で自己軟骨再生シートの先進医療Bの治療が開始されております。当社は東海大学から製造を受託し、新型コロナウイルスの感染拡大により手術の延期等の影響により当初の売上計画は未達であったものの、年間で3症例の売上を計上することが出来ました。

以上のような結果、当連結会計年度における売上高は147,314千円（前連結会計年度比30,179千円の増加）、営業損失は38,901千円（前連結会計年度比5,043千円の減少）となりました。

細胞シート再生医療事業では、食道再生上皮シート及び軟骨再生シートの細胞シート再生医療等製品パイプラインの自社開発を中心とした研究開発を推進しております。

食道再生シートパイプラインでは、追加治験の開始に注力して参りました。

2016年8月より進めて参りました治験については2018年4月までに治験実施施設での症例登録を終了しましたが、本製品の安全性は確認できたものの、有効性を証明するには十分なデータであるとは言い切れず、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下、PMDA）からは、追加治験を実施する必要がある旨の回答がありました。

その後、食道癌の内視鏡治療後の食道狭窄予防に安価な治療方法としてステロイド投与が認知されてきたことから、追加治験はステロイド投与にリスクがある患者を対象にし、必要な症例数等を含め、PMDAと継続して協議を行ってきた結果、2020年7月には追加治験を実施することを決定し同年10月には治験届を提出いたしました。

このような経緯から対象患者をステロイド投与にリスクがある患者に限定したこと、PMDAから当初の治験よりも多い症例数を求められていることから、製造販売承認申請の時期を2025年に予定していますが、治験施設の追加など、治験期間の短縮に向けて、引き続き検討を重ねて参ります。

なお、当社スウェーデン子会社を拠点とする、欧州における食道再生上皮シートに関する開発につきましては、内視鏡治療の欧州での普及が当初想定したよりも進んでいないこと、上記の日本における製造販売承認の取得に注力するため、中止することを決定いたしました。

軟骨再生シート再生医療等製品パイプラインでは、同種細胞をストックするためのセルストックを構築するための仕組みづくりを模索してまいりました。

しかしながら商業利用を前提としたセルストック構築には、各種医療機関・行政における細胞を採取・保管・供給するための仕組み作りに未整備な点が見受けられ、企業として組織の入手が困難であったため、まずは研究用途に限った軟骨細胞を成育研から入手して、研究開発を行っております。

2020年12月には成育研の倫理審査委員会から、多指（趾）症（生まれつき指の数が5本より多い疾患）患者から採取した軟骨組織の提供等について承認を取得し、ようやく商業利用可能な軟骨組織を安定的に入手することができるようになったことから、今後は同種軟骨細胞シートの治験及び製造販売承認に向けての研究開発を加速させて参ります。

海外展開におきましては、2020年11月に三顧股份有限公司（MetaTech(AP) Inc.）に対して5,000万円の売上を計上いたしました。

当該売上は、三顧股份有限公司（MetaTech(AP) Inc.）と細胞シート再生医療事業（食道再生上皮シート・軟骨再生シート）の台湾での独占的な開発・製造・販売権を付与する契約を2017年4月に締結しており、この契約において軟骨再生シートによる治療を開始し、10症例の治療完了時には、5,000万円のマイルストーン収入（目標達成報奨金）を受領することになっていたものによるものです。

今後も引き続き三顧股份有限公司（MetaTech(AP) Inc.）に対して食道再生上皮シート及び軟骨再生シート事業にかかる支援を行って参ります。

以上のような活動の結果、当連結会計年度における売上高は52,152千円（前連結会計年度比106,537千円の減少）、営業損失は390,492千円（前連結会計年度比33,755千円の減少）となりました。

キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、前連結会計年度末に比べて395,794千円増加し、1,460,867千円となりました。当連結会計年度に係る区分ごとのキャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において営業活動に使用した資金は700,678千円（前連結会計年度比123,166千円の支出増）となりました。これは、税金等調整前当期純損失を780,060千円計上したことなどによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において投資活動の結果使用した資金は12,615千円（前連結会計年度比120,658千円の支出減）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出6,450千円などによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において財務活動の結果獲得した資金は1,102,928千円（前連結会計年度比381,680千円の収入増）となりました。これは、新株予約権の行使による株式の発行による収入938,683千円、長期借入による収入160,000千円などによるものです。

資本の財源及び資金の流動性

当社は引き続き細胞シート再生医療の実現に向けた研究開発投資を推進する予定であります。そのために必要となる今後の資金については、現有手許資金を充当する他、公的助成・補助の活用、エクイティ・ファイナンスを含めた金融的手法など様々な手段を活用して機動的に手当てを行う方針です。

経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は、細胞シート工学という日本発の革新的再生医療技術を基盤として様々な細胞シート再生医療等製品を開発し、その世界普及を目指しております。

当社の基盤技術である細胞シート工学は、バラバラの細胞から生体組織・臓器の基本単位となる「細胞シート」を生体外で人工的に作製することができる再生医療基盤技術です。

細胞シート再生医療については既に様々な組織の再生に関する臨床研究が実施されており、実際にヒト患者治療における基本的な安全性・有効性を示唆する科学的エビデンスが示され始めています。

また2014年11月に「医薬品医療機器法」並びに「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」が施行され、日本における再生医療を取り巻く環境が大きく変化し、再生医療等製品の産業化が進みつつあります。この日本における大きな外部環境の変化を活かしつつ、上記概要の通り計画を推進して参ります。

経営戦略の現状・問題認識と今後の方針について

上述のような状況の中、この日本における大きな外部環境の変化を活かすべく、下記概要の通り計画を推進して参ります。

日本で早期の食道再生上皮シートの製造販売承認申請を目指す

自己軟骨再生シートは東海大学より先進医療に係る製造を受託。先進医療を見据えて治験実施

日本発の細胞シート工学の世界展開のために事業提携を積極的に推進し収益の拡大を目指す。

台湾における再生医療ビジネスへの投資拡大を見据え、台湾・三顧股份有限公司（MetaTech(AP) Inc.）及び台湾合弁会社（日生細胞生技股份有限公司(Up Cell Biomedical Co.))との協業を強化し、更なる収益機会獲得を目指す。

再生医療支援製品の製品開発及び研究用細胞の大量培養を目的とした新たな市場への製品供給並びに海外売上上の拡大による需要増加に対応した生産体制・能力を充実、拡大し、更なる収益機会の拡大を目指す。

受託製造、コンサルティング事業を推進し、更なる収益機会獲得を目指す。

4【経営上の重要な契約等】

当社の経営上の重要な契約は次のとおりであります。

(1) 再生医療支援事業に関する販売代理店契約・販売契約

契約相手	契約書名	契約内容	契約期間
フナコシ株式会社	販売代理店基本契約書	温度応答性細胞培養器材、超低付着性細胞培養器材の日本国内における独占的販売を認める基本契約	2019年9月1日から1年間 (1年毎の自動更新)

(2) 細胞培養器材 製造委託基本契約

契約相手	契約書名	契約内容	契約期間
大日本印刷株式会社	器材製造委託基本契約書	温度応答性細胞培養器材及び超低付着性細胞培養器材の製造委託に関する基本条件を定める契約。	2020年8月1日から2021年12月31日まで(但し1年毎の自動更新規定有り。)

(3) 角膜再生上皮シート製造・販売提携契約

契約相手	契約書名	契約内容	契約期間
Teva Pharmaceutical Industries Ltd. (Teva)	Distribution Agreement	イスラエル(ヨルダン川西岸を含む)における角膜再生上皮シートの独占的販売、及び売上高に応じて定められた比率に基づく対価のTevaによる支払い	2007年12月31日から、左記の国内で角膜再生上皮シートが上市された日より10年を経過した日まで
Orphan Australia Pty Ltd (Orphan)	Definitive Agreement	オーストラリア、ニュージーランド、インドネシア、マレーシア、シンガポールにおけるOrphanによる角膜再生上皮シートの独占的製造及び販売、販売単価及び年間売上額に応じて定められた比率による両社での利益の按分	2008年1月21日から、左記5カ国で最も遅く角膜再生上皮シートが上市された国の導入日より15年経過した日まで

(4) 主な共同研究契約

契約相手	契約書名	契約内容	契約期間
学校法人東京女子医科大学	共同研究契約書	細胞シート工学の実用化に向けた共同研究の実施	2020年4月1日から2021年3月31日まで
株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング	共同研究開発基本契約書	当社の保有する細胞シート工学の技術・ノウハウなどを活用した次世代再生医療等製品及びサービス並びにビジネスモデルの共同開発の実施	2009年10月30日から3年間 (1年毎の自動更新)
学校法人東海大学	共同研究契約書	細胞シート工学による関節軟骨の修復・再生を目的とした臨床試験の基礎検討の共同実施	2020年4月1日から2021年3月31日まで

(5) 臨床開発に関する契約

契約相手	契約書名	契約内容	契約期間
学校法人東海大学	合意書変更の覚書	膝軟骨再生シート開発基本合意書の有効期間(2016年4月1日から2019年3月31日まで)を3年間延長する。	2016年4月1日から2022年3月31日まで(原契約である膝軟骨再生シート開発基本合意書の有効期間)

(6) その他の重要な契約

契約相手	契約書名	契約内容	契約期間
リヨン国立病院 (HCL)	AGREEMENT BETWEEN HOSPICES CIVILS DE LYON AND CELLSEED INC.	HCLによる欧州GMPに対応する施設の完成、毎年一定数の角膜再生上皮シートの生産、フランスを除く販売地域を対象とした製造委託先への技術移転等の履行保証及び当社による上記施設の工事に対する支援金の支払い	2009年12月28日から、左記施設の完成日より10年経過する日まで
MetaTech (AP) Inc.	Collaboration Agreement	台湾にてMetaTech社が再生医療事業の開発計画のために必要となる情報パッケージの提供を行う。	2017年4月24日から10年を経過する日まで
MetaTech (AP) Inc.	Amendment No.1 to Collaboration Agreement	台湾にてMetaTech社が再生医療事業の開発計画のために必要となる情報パッケージの提供の履行期を早める。	2017年4月24日から10年を経過するまで (原契約であるCollaboration Agreementの有効期間)
MetaTech (AP) Inc.	Amendment No.2 to Collaboration Agreement	台湾にてMetaTech社が再生医療事業の開発計画のために必要となる情報パッケージの提供のマイルストーンを変更する。	2017年4月24日から10年を経過するまで (原契約であるCollaboration Agreementの有効期間)
MetaTech (AP) Inc.	Amendment No.3 to Collaboration Agreement	Collaboration Agreementの有効期間 (2017年4月24日から10年を経過するまで) を10年間延長する。	2017年4月24日から20年を経過するまで (原契約であるCollaboration Agreementの有効期間)
MetaTech (AP) Inc.	Memorandum of Understanding	台湾における合併会社設立に関する基本事項を定める契約。	2019年8月14日から契約解除まで
MetaTech (AP) Inc. TU, YUAN-KUN, WU, CHUN-LUNG, HONOUR FAST DEVELOPING CO., LTD, CHEN, TSUNG-CHI, TSNENG-JEN-FA, KAO-FANG CHEN, HUANG, LI-CHIN, KAO-CHIA-WEN, HSIEH, YI-YU, CHU, HUAI-CHIH	Joint Venture Agreement	台湾における合併会社設立に関する基本的事項を定める契約。	2020年1月30日から契約解除まで
パークレイズ・バンク・ピーエルシー	第19回新株予約権 第三者割当契約証書	第19回新株予約権のパークレイズ・バンク・ピーエルシーへの第三者割当に関し、発行要項を含む諸条件を定める契約。	2020年8月6日から契約解除まで

5【研究開発活動】

当社グループの研究開発活動における当連結会計年度の研究開発費は438,839千円となっており、前連結会計年度より107,341千円減少しております。

また、当連結会計年度における各セグメント別の研究活動の状況は以下のとおりであります。

(1) 再生医療支援事業

再生医療支援事業におきましては、更なる器材事業の拡充を目指し、顧客の要望を踏まえた新規器材及び特注品の研究開発に取り組みました。結果、当連結会計年度の研究開発費は48,094千円となりました。

(2) 細胞シート再生医療事業

細胞シート再生医療事業では、食道再生上皮シート及び軟骨再生シートの細胞シート再生医療等製品パイプラインの自社開発を中心とした研究開発を推進しております。

食道再生上皮シート再生医療等製品パイプラインでは、2016年8月より進めて参りました治験について2018年4月までに治験実施施設での症例登録を終了いたしました。本治験の安全性については、本製品に関連した副作用の発生はなく、問題は認められませんでした。一方で、主要評価項目であるESD（内視鏡的粘膜切除術）後8週目の狭窄予防効果において、閾値奏効率（ESD後の無処置患者に対する非狭窄率）に対して統計的な優位性が証明されませんでした。今般、PMDA（独立行政法人医薬品医療機器総合機構）より安全性は確認できたものの、有効性については十分なデータであるとは言い切れず、製造販売承認申請については追加の臨床試験を実施し、有効性を確認するデータの提出が必要である旨の回答がありました。これを受けて当社は追加臨床試験を実施すべく、PMDAと協議を続けて、2022年に製造販売承認申請を目指し引き続き開発を進めて参ります。

軟骨再生シート再生医療等製品パイプラインでは、日本医療研究開発機構（AMED）が公募した補助事業である2018年度「再生医療の産業化に向けた評価基盤技術開発事業（再生医療シーズ開発加速支援）」に、当社が提案した研究開発課題（同種軟骨細胞シート（CLS2901C）の製品化に向けた製造方法の確立）が採択されました。また2019年1月には当社の共同研究先である東海大学医学部附属病院が申請いたしました「自己細胞シートによる軟骨再生治療」が厚生労働省「第71回先進医療会議」において承認されました。なお、当該先進医療が開始した際には、当社は一部受託加工による収益を獲得しつつ、引き続き開発を進めて参る予定であります。

上記のような活動を推進した結果、当連結会計年度の研究開発費は390,745千円となりました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は16,850千円であります。その主な内容は、全社における設備の取得16,850千円であります。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

2020年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (名)
			建物 (千円)	機械及び装 置(千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都江東区)	再生医療支援事業、 細胞シート再生医療 事業、 全社共通	統括業務 施設他	-	-	-	-	40

(注) 1 リース契約による重要な賃借設備はありません。

2 上記の金額には建設仮勘定及び消費税等は含まれておりません。

3 上記の他、連結会社以外から賃借している主要な賃借設備として、以下のものがあります。

事業所名(所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料(千円)
本社 (東京都江東区)	再生医療支援事業、 細胞シート再生医療事業、 全社共通	事務所 細胞培養施設	42,266

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設等

該当事項はありません。

重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	35,537,600
計	35,537,600

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2020年12月31日)	提出日現在発行数 (株) (2021年3月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	16,008,319	16,454,319	東京証券取引所JASDAQグロース	完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式は100株であります。
計	16,008,319	16,454,319	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2021年3月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】
【ストックオプション制度の内容】

(1) 第14回新株予約権

決議年月日	2015年8月13日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名
新株予約権の数(個)	850
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 85,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	705(注)2
新株予約権の行使期間	自 2015年8月31日 至 2025年8月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 712.00(注)2 資本組入額 356.00(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2020年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率
また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
- 2 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金705円とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- 3 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。
- 4 (1) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期の1ヶ月前に至るまでの間に東京証券取引所JASDAQグロース市場における当社株式の普通取引の終値が一度でも行使価額に40%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
（注）3に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
（注）4に準じて決定する。
 - (9) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(2) 第15回新株予約権

決議年月日	2015年8月13日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 25名
新株予約権の数(個)	80
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 8,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	705(注)2
新株予約権の行使期間	自 2017年9月1日 至 2025年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,045.00(注)2 資本組入額 522.50(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2020年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率
また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
- 2 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、第14回新株予約権(2015年8月13日発行決議)における行使価額705円とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。
- 3 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。
- 4 (1)新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
(2)新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
(3)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
(4)各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- 5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注)3に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
(注)4に準じて決定する。
- (9) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 第17回新株予約権

決議年月日	2017年8月10日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 36名
新株予約権の数(個)	460
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 46,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	524(注)2
新株予約権の行使期間	自 2019年9月1日 至 2027年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 788.30(注)2 資本組入額 394.15(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2020年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率
また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
- 2 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権の発行決議日の前日における東京証券取引所市場JASDAQグロスにおける当社普通株式の普通取引の終値である524円とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。
- 3 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。
- 4 (1)新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
(2)新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
(3)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
(4)各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- 5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。
- (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5)新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
- (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注)3に準じて決定する。
- (7)譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8)その他新株予約権の行使の条件
(注)4に準じて決定する。
- (9)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(4) 第20回新株予約権

決議年月日	2020年7月21日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4
新株予約権の数(個)	1,200
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 120,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	372 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2023年1月1日 至 2024年8月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 516 (注)2 資本組入額 258 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2020年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率
また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
- 2 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は372円とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)等、行使価額の調整を必要とする場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- 3 (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- (2)本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4 (1)本新株予約権の保有者(以下、「本新株予約権者」という。)は、当社の2022年度に係る有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成しない場合は、損益計算書とする。)における営業利益または営業損失(国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益または営業損失等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。以下同じ。)の水準に応じて、当該有価証券報告書の提出日において当該本新株予約権者が保有する本新株予約権のうち、下記に定める割合に限り、本新株予約権を行使することができる。
- 営業損失が6億円超の場合:0%
- 営業損失が5億円超6億円以下の場合:40%
- 営業損失が5億円以下または営業利益が1千万円未満の場合:70%
- 営業利益が1千万円以上の場合:100%
- (2)本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、2023年以降の任期満了による退任又は定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3)新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5)各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- 5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。
- (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5)新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
- (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注)3に準じて決定する。
- (7)譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8)その他新株予約権の行使の条件
(注)4に準じて決定する。
- (9)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(5) 第21回新株予約権

決議年月日	2020年7月21日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 34
新株予約権の数(個)	1,159[1,128]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 115,900[112,800] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	372 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2022年8月7日 至 2024年8月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 516 (注) 2 資本組入額 258 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2020年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率
また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
- 2 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は372円とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)等、行使価額の調整を必要とする場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- 3 (1)本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- (2)本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4 (1)新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2)新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4)各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- 5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。
- (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5)新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
- (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注)3に準じて決定する。
- (7)譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8)その他新株予約権の行使の条件
(注)4に準じて決定する。
- (9)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第19回新株予約権

決議年月日	2020年7月21日
新株予約権の数(個)	17,511[13,051]
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,751,100[1,305,100](注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	372(注)2,4,5
新株予約権の行使期間	自 2020年8月7日 至 2021年8月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 373.08 資本組入額 186.54(注)3,4,5
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、当社取締役会の事前の承認がない限り、割当先の関連会社以外の第三者に対して譲渡することはできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日(2020年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1 本新株予約権は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であり、特質は以下のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の目的である株式の総数は3,500,000株とする。但し交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。
調整後交付株式数 = 調整前交付株式数 × 株式分割等の比率
- (3) 当社が下記「行使価額の調整」の規定に従って行使価額(以下に定義する)の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記「行使価額の調整」に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (4) 調整後交付株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る下記「行使価額の調整」(2)、(5)及び(6)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (5) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、下記「行使価額の調整」(2)の(E)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に交付株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。
- (2)本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という）は、当初372円とする。但し、行使価額は、下記「行使価額の修正」又は「行使価額の調整」に従い修正又は調整される。
- 3 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

4 行使価額の修正

2020年8月7日以降、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の93.5%に相当する金額に修正される。但し、かかる計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。下限行使価額は186円とし、下記「行使価額の調整」の規定を準用して調整される。

5 行使価額の調整

- (1)本新株予約権の発行後、下記（2）に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (A)時価（以下に定義する。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当による場合を含む）（但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、又は会社分割、株式交換若しくは合併により当社普通株式を交付する合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。以下同じ。）の翌日以降又は（無償割当の場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- (B)当社普通株式の株式分割をする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- (C)時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の権利を発行する場合（無償割当による場合を含むが、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権その他の権利の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）の翌日以降又は（無償割当の場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- (D)当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- (E)上記（A）乃至（C）の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記（A）乃至（C）にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株 式 数} = \frac{\left(\frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \right) \times \text{調整前行使価額により 当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
- (3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)(A)行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を切り上げる。
(B)行使価額調整式で使用する「時価」は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算については、1円未満の端数を切り上げる。
(C)行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(2)(E)の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5)上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
(A)株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
(B)その他当社の普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
(C)行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6)上記(2)の規定にかかわらず、上記(2)に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が上記「行使価額の修正」に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整及び下限行使価額の調整を行う。
- 6 割当先であるパークレイズ・バンク・ピーエルシーは、2020年8月7日以降、100計算対象日(以下に定義する。)の期間(以下「行使コミット期間」という。)内に、保有する本新株予約権のうち10,000個の行使を行うものとする。但し、各本新株予約権の行使は制限超過行使(新株予約権等の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数(以下「行使数量」という。)がMSCB等(発行会社が第三者割当による募集により発行する有価証券)の発行の払込日時点における上場株式数の10%を超えることとなる場合、当該10%を超える部分に係る新株予約権等の行使)の制限に反しない限度で行われるものとし、行使コミット期間の終了日より前に発行会社による本新株予約権の全部又は一部の取得日が到来した場合には、割当先は本項で定める本新株予約権の行使を行う義務を免除される。「計算対象日」とは以下の各号のいずれかに該当する日を除く取引日をいう。
当該取引日における権利行使価額が本新株予約権の発行要項第10項記載の下限行使価額となる場合
当該取引日における発行会社普通株式の株価(気配値を含む。)が一度でも直前取引日の発行会社普通株式の終値の93.5%以下となった場合
当該取引日が行使停止期間に該当する場合
当該取引日において本新株予約権の行使を行うことにより、適用法令又は裁判所、行政官庁、機構、若しくは自主規制機関の規則、決定、要請等に違反する可能性が高いと割当先が合理的に判断した場合
災害、戦争、テロ、暴動等の発生又は売買停止措置等の実施により、当該取引日における本新株予約権の行使又は本新株予約権の行使によって取得することとなる発行会社普通株式の売却が実務上不可能になった場合又はそのおそれがある場合
- 7 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
(1)本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権(当社を除く)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
(2)当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権

1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

当社は取得した本新株予約権を消却するものとする。

(3)2021年8月6日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

8 割当先であるパークレイズ・バンク・ピーエルシーとの取り決め内容

(1)当社による行使停止

当社は、2020年8月7日以降2021年8月6日までの間において、割当先による本新株予約権の行使を希望しない場合は、割当先が本新株予約権の全部又は一部を行使することができない期間について、新株予約権の行使の停止を請求することができる。

(2)本新株予約権の譲渡

割当先が、割当先の関連会社（当該当事者の直接又は間接の子会社及び親会社（最上位の持株会社を含む）並びにかかる親会社の直接又は間接の子会社をいう。）以外の者に対して、本新株予約権を譲渡する場合、当社取締役会の決議による承認を要する。

割当先は、本新株予約権を他の者に譲渡する場合には、割当先の本契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に当該譲受人に対し譲渡しなければならない。この場合、各当事者はかかる譲渡に必要な措置を採るものとし、かかる譲渡以後、本契約中の「割当先」は当該譲受人の名称と読み替えられるものとする。本条に基づく割当先の義務は、当該譲受人及び本新株予約権のその後のすべての譲受人に承継されるものとする。

9 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

10 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

該当事項はありません。

11 その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第18回新株予約権

	第4四半期会計期間 (2020年10月1日から 2020年12月31日まで)	第20期 (2020年1月1日から 2020年12月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	12,776
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	1,277,600
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	379.97
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	-	485,455
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	28,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	2,800,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	431.69
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	-	1,208,730

第19回新株予約権

	第4四半期会計期間 (2020年10月1日から 2020年12月31日まで)	第20期 (2020年1月1日から 2020年12月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	13,953	17,489
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	1,395,300	1,748,900
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	249.82	264.88
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	348,572	463,242
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	17,489
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	1,748,900
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	264.88
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	-	463,242

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2016年3月14日～ 2016年4月20日 (注)1	330,000	9,214,419	116,853	2,969,436	116,853	191,233

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2017年3月7日～ 2017年10月3日 (注)2	2,200,000	11,414,419	523,625	3,493,061	523,625	714,858
2017年12月15日 (注)3	10,000	11,424,419	3,560	3,496,621	3,560	718,418
2018年5月29日 (注)4	5,000	11,429,419	2,612	3,499,233	2,612	721,030
2018年11月30日～ 2018年12月17日 (注)5	30,000	11,459,419	10,680	3,509,913	10,680	731,710
2019年9月3日～ 2019年12月31日 (注)6	1,522,400	12,981,819	362,421	3,872,335	362,421	1,094,132
2020年1月8日～ 2020年5月25日 (注)7	1,277,600	14,259,419	243,385	4,115,720	243,385	1,337,517
2020年8月7日～ 2020年12月31日 (注)8	1,748,900	16,008,319	232,565	4,348,286	232,565	1,570,083

- (注) 1 第13回新株予約権(330個)の行使による増加
2 第16回新株予約権(2,200,000個)の行使による増加
3 第14回新株予約権(100個)の行使による増加
4 第15回新株予約権(50個)の行使による増加
5 第14回新株予約権(300個)の行使による増加
6 第18回新株予約権(15,224個)の行使による増加
7 第18回新株予約権(12,776個)の行使による増加
8 第19回新株予約権(17,489個)の行使による増加
9 2021年1月1日から2021年2月28日までの間に、第19回新株予約権の行使により、発行済株式総数が446,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ53,438千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2020年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	29	71	32	23	13,586	13,742	-
所有株式数(単元)	-	430	12,490	5,635	4,340	309	136,818	160,022	6,119
所有株式数の割合(%)	-	0.26	7.80	3.52	2.71	0.19	85.49	100.00	-

(注) 自己株式154株は、「個人その他」に1単元及び「単元未満株式の状況」に54株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2020年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	439,800	2.74
小野 一成	中華人民共和国遼寧省大連市	319,200	1.99
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番地	168,500	1.05
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	164,279	1.02
大日本印刷株式会社	東京都新宿区市谷加賀町1丁目1番1号	147,100	0.91
岡野 光夫	千葉県市川市	138,000	0.86
a u カブコム証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目3番2号経団連会館6階	123,110	0.76
川名 貴行	東京都台東区	106,800	0.66
JPMBL RE CREDIT SUISSE AG, SINGAPORE BRANCH COLL EQUITY	PARADEPLATZ 8, ZURICH, SWITZERLAND, CH-8070	93,600	0.58
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂1丁目12-32	87,391	0.54
計	-	1,787,780	11.17

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2020年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 100	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,002,100	160,021	同上
単元未満株式	普通株式 6,119	-	同上
発行済株式総数	16,008,319	-	-
総株主の議決権	-	160,021	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、自己株式54株が含まれております。

【自己株式等】

2020年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社セルシード	東京都江東区青海二丁目5番10号	100	-	100	0.00
計	-	100	-	100	0.00

(注) 当社は、自己株式のうち、単元未満の自己株式を54株所有しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	154		154	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2021年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は設立以来配当を実施しておらず、また当事業年度末においても配当可能な状況にありません。

当社は細胞シート再生医療等製品及び再生医療支援製品の研究開発を主体とするビジネスモデルを採用しており、現在は細胞シート再生医療等製品の第1号製品の早期事業化を目指している段階です。細胞シート再生医療等製品の第1号製品が本格的に収益に寄与するまでにはまだ数年以上の時間が必要である一方で、多額の先行投資を伴う研究開発活動を今後も継続的かつ積極的に実施していく計画としていることから、当面は内部留保に努め、研究開発資金の確保を優先したいと考えております。

ただし、株主への利益還元も当社にとって最も重要な経営課題の1つであると認識しており、経営成績及び財政状態を勘案しながらできるだけ早期に配当を実現すべく引き続き検討してまいります。

剰余金の配当を行う場合は、年1回期末での配当を考えており、配当の決定機関は株主総会です。また、当社は、機動的な配当対応を行うため、会社法第454条第5項に基づく中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当社グループは、技術革新と創造性を発揮し、質の高い優れた製品とサービスの提供を通じ、人々の健康と福祉に貢献することを使命とし、全ての企業活動において品質を高めるべく企業統治の整備を進めています。

適時適切な情報公開の実施、意思決定の透明性の確保、説明責任の充実とともに、業務管理及び監査の体制を整え、経営のチェック機能強化に取り組んでまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

(a) 企業統治体制の概要

当社における企業統治の体制は、2021年3月26日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

会社の機関としては、株主総会、取締役会、監査等委員会を設置しております。その他に経営会議を設置し、業務執行における意思決定の迅速化を図っております。

当社の各機関の基本説明（目的、名称、権限及び構成員の氏名）は以下のとおりであります。

1) 取締役会

毎月1回の定時取締役会に加え、重要な決議事項等が発生した場合、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令、定款及び当社取締役会規程に基づく経営に関する重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行っております。

取締役会は、監査等委員である取締役3名を含め6名の取締役（うち、監査等委員である社外取締役3名を含めた社外取締役4名）で構成されており、効率的な意思決定体制及び監督体制が整えられております。

（構成員）

代表取締役社長 橋本 せつ子（議長）

取締役 財務最高責任者 小野寺 純

社外取締役 大江田 憲治

社外取締役（監査等委員） 山口 十思雄、田路 則子、廣瀬 真利子

2) 監査等委員会

原則毎月1回の開催により、監査等委員会では、法令、定款及び当社監査等委員会規程に基づく重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行っております。監査等委員会委員長である社外取締役は取締役会等重要な会議に出席するほか、業務執行状況の監査を適宜実施することとしております。

監査等委員会は、社外取締役3名で構成されており、法律の専門家である弁護士、財務会計に関する知見を有する公認会計士及び企業経営に知見がある大学教授で構成されております。

（構成員）

社外取締役 山口 十思雄（委員長）、社外取締役 田路 則子、社外取締役 廣瀬 真利子

3) 経営会議

迅速な意思決定ができるように、常勤取締役と部門長から構成される経営会議を、原則として月1回以上開催しております。経営会議では、当社経営会議規程に基づく経営に関する重要事項の審議及び業務進捗報告等を行っております。また、監査等委員会委員長である社外取締役は、経営会議に出席又は会議内容の報告を受けることにより、業務執行状況を監督しております。

（構成員）

代表取締役社長 橋本 せつ子（議長）

取締役 最高財務責任者兼経営企画部門長 小野寺 純

製造部門長 杉原 啓一、器材事業部門副部門長 浅野 和信

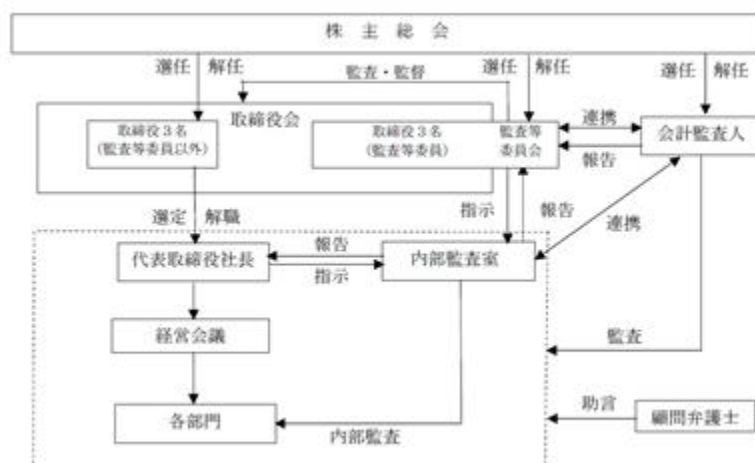
(b) 当該体制を採用する理由

当社は、組織体制の合理化及び効率化を図るとともに、社外取締役を含めた監査等委員会による監査体制が経営監視機能として有効であるものと判断し、当該体制を採用しております。

監査等委員と取締役との間では、定期的な意見交換会が開催されており、監査等委員会委員長は、経営会議等の社内の重要な会議に出席又は会議の内容の報告を受けるとともに、常勤取締役から職務の執行状況を適宜聴取することにより、その適法性を監督・監査し経営監視の強化及び向上を図っております。これらの体制により、適正なコーポレート・ガバナンス体制が確保されているものと考えております。

提出日現在における当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要図は以下のとおりであります。

コーポレート・ガバナンス概要図



企業統治に関するその他の事項

(a) 内部統制システムの整備状況

当社は業務の適正および財務報告の信頼性を確保するための体制の整備のため、次のとおり「内部統制基本方針」を制定し運用しております。

- ・取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、法令及び定款に基づき経営の重要事項を決定し、取締役の職務執行を監督する。また、社外取締役により社外の視点からの監督を行うものとする。監査等委員である取締役は、取締役会に出席して意見を述べるほか、取締役の業務執行を監査する。また監査等委員である社外取締役のうち1名は弁護士であり、法律専門家の視点に基づく監査・監督を担当する。必要に応じて顧問弁護士等の専門家のアドバイスを受けるなどにより法令及び定款に適合することを確認する。また、「財務報告に係る内部統制規程」に従って、個別業務を運用することで、金融商品取引法等に基づく財務報告に係る内部統制システムの信頼性の確保について適切な取り組みを実施する。
- ・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し保存する。取締役及び監査等委員は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ・損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に従い、それぞれの担当部門・部署がリスク対応を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は経営企画部門長又はその指名する部署・使用人が行うものとする。また、経営会議において、会社を取り巻く諸問題について話し合い、共通認識を持つと共に必要な対応を協議する。
- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役による意思決定の機動性を高め、効率的な業務執行を行い、その実効性を向上させるため、以下の事項を定める。

 - 1) 毎月1回の定時取締役会に加え、重要な決議事項等が発生した場合、必要に応じて臨時取締役会を開催する。取締役会では、法令、定款及び当社取締役会規程に基づく経営に関する重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行う。取締役会は、取締役および社外取締役で構成されており、効率的な意思決定体制及び監督体制を整えるものとする。
 - 2) 常勤取締役と部門長を構成員とする経営会議を、原則として月1回以上開催する。経営会議では、当社経営会議規程に基づく経営に関する重要事項の審議及び業務進捗報告等を行う。また、監査等委員会委員長は、経営会議に出席又は会議内容の報告を受けることにより、業務執行状況を監視する。
 - 3) 事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、各部署の目標と責任を明確にすると共に、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
 - 4) 内部監査担当部署は、内部統制状況を確認するために、内部監査を実施する。内部監査責任者は、社長に承認された年間の内部監査計画書に基づき、被監査部署に対して通知を行い、会社の業務及び財務報告体制を調査し、経営の合理化、能率化の増進に資することを目的に、内部監査を実施する。内部監査の実施状況については、社長及び監査等委員会に報告する。内部監査責任者は、内部監査実施後に被監査部署に対し、是正措置及び改善状況を確認する。
- ・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

製品に関する品質、安全性確保及び法令順守のため、購買、生産管理、研究開発等の社内規程を整備し、運用する。その他一般の法的規制に関する遵守については、法務担当部署が対応し、企業価値向上のためのコンプライアンス基本規程、内部通報規程等の関連規程を定める。従業員に対し、必要なコンプライアンス研修の受講を実施する。また、内部監査により、社内各部署の業務執行の適法性・妥当性について公正かつ客観的な立場で検討及び評価を行う。

・当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ会社は、グループ全体の企業価値向上をめざした経営を行い、かつ社会的責任を全うするために、グループ経営理念を策定する。このグループ経営理念に基づき業務の適正を図るため、情報の共有を行う。さらにグループ全体にとって重要な案件は、必要に応じて当社の取締役会に付議し、子会社管理規程及び関連諸規程に基づいて、グループ会社の管理監督を実施し、各グループ会社は当社に対して適時適切な報告・相談などを行う。また、監査等委員会及び内部監査担当部署は、当社及び各グループ会社におけるこれらの業務の実施状況を監査する。

・監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合における補助使用人に関する事項及び補助使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会は、内部監査担当部署所属の使用人に補助使用人として監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び内部監査部署長の指揮命令を受けないものとする。また、補助使用人の人事異動及び人事評価については、監査等委員会の意見を尊重したうえで行うものとし、使用人の独立性を確保する。

・取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人ならびにグループ会社の取締役、監査役及び使用人が、監査等委員会に報告するための体制ならびに報告をした者が監査等委員会へ当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人ならびにグループ会社の取締役、監査役及び使用人が、監査等委員会に対して、当社又はグループ会社の業務及び業績に影響を与える重要な事項、法令違反等の不正行為、重大な不当行為を発見したときは、その内容を速やかに監査等委員会へ報告する体制を整備する。

監査等委員会に報告を行った者は、監査等委員会へ報告したことを理由として不利益な取扱いを受けることはないものとする。

・その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、監査等委員会が定めた年度監査方針・監査計画に従い、経営会議その他の重要会議に出席する他、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人から職務の執行状況を適宜聴取し、適法性・妥当性を監査・監督する。さらに内部監査担当部署及び会計監査人との相互連携を図り、監査・監督の強化に努める。また、監査等委員会と代表取締役社長等、業務執行取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。

監査等委員は、その職務執行について生ずる費用について、会社から前払又は償還を受けることができる。

・反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力との係わりを一切持たないようにすることを目的に、反社会的勢力対応規程を定め、経営企画部門を中心にチェック体制を整備する。

(b) リスク管理体制の整備状況

当社リスク管理規程に従い、それぞれの担当部門がリスク対応を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社対応は、経営企画部門長又はその指名する部署・使用人が行う。

経営会議において、当社及びグループ会社を取り巻く諸問題について話し合い、共通認識を持つと共に必要な対応を協議する。

なお、重要な法務的課題及びコンプライアンスに関する事項については法務担当部署で対応し、必要に応じて適宜社外の顧問弁護士のアドバイスを受ける。

(c) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役大江田憲治氏、田路則子氏、山口十思雄氏、廣瀬真利子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、それぞれ、同法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する最低責任限度額であります。

(d) 取締役会にて決議できる株主総会決議事項

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、機動的な資本政策及び配当政策を図ることを目的とするものであります。

なお、監査等委員会設置会社への移行に伴う定款一部変更により、本条項と内容の一部が重複する旧定款第6条（「自己の株式の取得」）は削除しております。

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項の任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役がその能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(e) 取締役の定数と取締役の選任決議要件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨定款で定めております。

当社は取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役について、それぞれ区別して株主総会の決議によって選任しております。また、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

(f) 株主総会の特別決議要件

会社法第309条第2項の定めによる決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としています。

(2) 【 役員の状況】

役員一覧

男性3名 女性3名 (役員のうち女性の比率50.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役 社長	橋本 せつ子	1953年 8月15日生	1984年 4月 ヘキストジャパン株式会社 入社 1991年 4月 ファルマシアバイオテク株式会社 入社 1998年 7月 ビアコア株式会社 マーケティング部及び開発部 部長 2008年 7月 株式会社バイオビジネスブリッジ 設立 代表取締役社長 2009年 2月 スウェーデン大使館 投資部 主席投資官 2014年 3月 当社取締役副社長 2014年 6月 当社代表取締役社長(現任) 2015年11月 株式会社バイオビジネスブリッジ取締役(現任)	(注2)	27,700
取締役 最高財務責任者	小野寺 純	1957年 1月16日生	1980年 4月 ソニー株式会社 入社 1998年 4月 同社 情報機器事業本部 企画管理部 部長 2001年10月 ソニーエリクソン日本法人 取締役 2003年 8月 ソニーエリクソンアメリカ法人 副社長 2006年 5月 ソニーエリクソン欧州法人 副社長 2009年 3月 S-LCD(ソニー/サムソンJV) 代表取締役 兼 CFO 2012年 5月 Sony Service&Operations of Americas CEO 2015年 4月 サンデンビジネスエキスパート株式会社 代表取締役社長 2016年10月 当社最高財務責任者 兼 管理部門長 2017年 3月 当社取締役 最高財務責任者 兼 経営企画部門長(現任)	(注2)	9,400
取締役	大江田 憲治	1951年 9月10日生	1982年 4月 住友化学工業株式会社 入社 1990年10月 同社 生命工学研究所主任研究員 2007年 1月 内閣府・大臣官房審議官(科学技術政策) 2010年 1月 住友化学株式会社 フェロー 2011年 4月 独立行政法人 理化学研究所理事 2015年 4月 同研究所 顧問 2015年 7月 株式会社住化技術情報センター 取締役 2017年 3月 当社取締役(現任) 2018年 6月 公益社団法人日本工学会アカデミー 常務理事 2020年 6月 同アカデミー 終身フェロー(現任)	(注2)	1,200

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役(監査等委員)	田路 則子	1964年9月29日生	2002年4月 明星大学情報学部経営情報学科 専任講師及び准教授 2004年10月 独立行政法人産業技術総合研究所ベンチャー開発戦略研究センター 客員研究員 2006年4月 法政大学経営学部・大学院経営学研究科(ビジネススクール) 准教授 2008年4月 法政大学経営学部・大学院経営学研究科(ビジネススクール) 教授(現任) 2012年4月 法政大学イノベーション・マネジメント研究センター 所長 2015年7月 不二製油株式会社 社外取締役 2018年3月 Chalmers University of Technology 客員研究員 2019年3月 当社取締役 2021年3月 当社取締役(監査等委員) 就任(現任)	(注3)	-
取締役(監査等委員)	山口 十思雄	1963年6月4日生	1988年10月 サンワ等松青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ) 入社 1996年8月 株式会社ジャフコ(現ジャフコグループ株式会社) 入社 ジャフコ公開コンサルティング株式会社(現ジャフココンサルティング株式会社) 出向 2008年5月 山口公認会計士事務所 開設 2009年6月 株式会社デジタルメディアプロフェッショナル 社外監査役(現任) 2011年3月 当社監査役 2015年6月 株式会社エクストリーム 社外取締役(現任) 2021年3月 当社取締役(監査等委員) 就任(現任)	(注3)	-
取締役(監査等委員)	廣瀬 真利子	1967年9月21日生	1995年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) ブラウン・守谷・帆足・窪田法律事務所 入所 1997年7月 春木・澤井・井上法律事務所 入所 2000年2月 三井安田法律事務所 入所 2004年10月 西村あさひ法律事務所 入所 2009年10月 サンフラワー法律事務所 開設 2017年3月 当社監査役 2018年6月 株式会社デジタルメディアプロフェッショナル 社外監査役(現任) 2021年3月 当社取締役(監査等委員) 就任(現任)	(注3)	-
計					38,300

- (注) 1 取締役大江田憲治氏、田路則子氏、山口十思雄氏及び廣瀬真利子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 2021年3月26日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
- 3 2021年3月26日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
- 4 2021年3月26日開催の定時株主総会において定款の変更の決議がされたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。

社外役員の状況

当社の社外取締役は4名であります。

社外取締役である大江田憲治氏は、企業及び公的機関での経験が豊富で、ライフサイエンスにおける深い見識を有しております。産官学の幅広い人脈もあり、当社の経営に有益な助言を得ることが期待できることから選任

しております。なお、大江田憲治氏は「(2) 役員の状況 役員一覧」の所有株式数欄に記載のとおり、当社株式を所有しておりますが、その他には、当事業年度末現在、当社との利害関係はありません。

社外取締役である田路則子氏は、長年にわたり企業経営に必要な多方面の専門領域の研究活動に携わっており、豊富な専門知識と経験を有しています。同氏の有する豊富な専門知識を踏まえ、独立的立場から取締役の業務執行を適切に監査・監督する役割を期待できることから監査等委員である社外取締役として選任しております。当事業年度末現在、当社との利害関係はありません。

社外取締役である山口十思雄氏は、公認会計士であり株式会社デジタルメディアプロフェッショナル社外監査役 兼 株式会社エクストリーム社外取締役です。公認会計士として企業会計に関する豊富な経験と幅広い知識を有していることから、取締役の業務執行を適切に監査・監督する役割を期待して監査等委員である取締役として選任しております。当事業年度末現在、当社との利害関係はありません。

社外取締役である廣瀬真利子氏は、サンフラワー法律事務所代表弁護士であり株式会社デジタルメディアプロフェッショナル社外監査役です。弁護士として企業法務に関する豊富な経験と幅広い知識を有していることから、取締役の業務執行を法的な観点から適切に監査・監督する役割を期待して監査等委員である社外取締役として選任しております。当事業年度末現在、当社との利害関係はありません。

社外取締役は、毎月1回の定時取締役会に出席し、議案審議及び報告事項の議論に対し、それぞれの見地より適宜助言等を行い、意思決定の妥当性・適正性の確保に努めております。加えて、監査等委員である社外取締役は、経営の意思決定が、法令・定款に準拠しているかを監視・検証して、必要に応じ意見を述べております。

当社は独立性が高く、幅広い知識と豊富な経験を持つ社外取締役を選任することにより、経営の意思決定における客観性を高めるとともに、経営の健全化と透明性の向上を図っております。また、社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

また、社外取締役の選任にあたり、東京証券取引所の企業行動規範に定める独立性の基準に照らして一般株主と利益相反が生じるおそれがない者で、かつ、各自の専門分野での知識・経験に基づく客観的かつ適切な監督または監査が期待できる者を選任しております。

また、監査等委員である社外取締役は、原則毎月1回の定時監査等委員会を通じ、内部監査担当部署と情報の交換を行っております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

(3) 「監査の状況」に記載のとおりであります。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社は、2021年3月26日開催の定時株主総会において、監査等委員会への移行を内容とする定款変更が決議されたことにより、同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行しております。監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）で構成されております。山口十思雄氏は、公認会計士であり株式会社デジタルメディアプロフェッショナル社外監査役兼株式会社エクストリーム社外取締役です。公認会計士として企業会計に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査等委員は、原則毎月開催される監査等委員会の他、取締役会、経営会議、その他社内の重要な会議への出席、会社財産の調査及び業務の調査、代表取締役社長等の業務執行取締役との定期的面談等を通じて、取締役（監査等委員である取締役を除く）の業務を十分に監視できる体制になっており、不正行為及び法令又は定款に違反する事実の発生防止にも取り組んでおります。

(当事業年度の状況)

当事業年度においては、監査役会設置会社として、監査役会は14回（定時12回、臨時2回）開催され、3名の監査役はすべて出席しております。監査役会においては、年間監査計画を策定し、常勤監査役が実施した貯蔵品の在庫監査の状況等を監査役会において共有するなど、都度意見交換を行い、監査報告書の作成、新株予約権発行の合理性、会計監査人の報酬に関する同意、監査等委員の選任に関する同意などについて検討しております。

各監査役は、取締役会への出席、重要な書類の閲覧、常勤監査役を中心とした業務・財務状況の調査、内部監査担当部署との連携などを通じて、業務執行に関する情報収集に努めております。

常勤監査役においては、経営会議等の社内重要会議への出席のほか、内部監査や実地棚卸の立ち合いなどを実施しております。また、監査役会は、定期的に会計監査人から監査状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるなどの活動を行っております。

内部監査の状況

(a) 人員及び手続き

社長直轄組織の内部監査担当部署に1名を配置し、法令、定款及び諸規程の順守状況を監査すると共に内部統制の有効性の監査を実施しております。また、内部監査担当部署に対する内部監査は、経営企画部門長が実施いたします。

内部監査責任者は、あらかじめ年間の内部監査計画書を作成し社長の承認を得た後、被監査部署に対して通知を行い、会社の業務及び財産の実態を調査し経営の合理化及び能率の増進に資することを目的に、内部統制監査を含めた内部監査を実施しております。

内部監査の実施状況については、社長及び監査役会に報告を行っております。内部監査責任者は、内部監査実施後に被監査部署に対し、改善状況を確認しております。

金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するために、内部監査担当部署は、全社的な内部統制と重要な業務プロセスに関する整備運用状況の評価を実施しております。

(b) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携状況

内部監査担当部署、監査役及び会計監査人とは、必要な都度相互の情報交換・意見交換を行う等の連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図り、監査機能を強化しております。

内部監査担当部署は、監査役のスタッフ機能も兼ねており、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合はその命令に関して、取締役、内部監査担当部署長の指揮命令を受けないものとしており、また必要に応じ監査役会に出席して情報交換を行っております。

監査等委員会設置会社への移行後は、内部監査担当部署、監査等委員会及び会計監査人が、必要に応じて相互に情報交換・意見交換を行う等の連携を図り、監査機能の向上に努めてまいります。

会計監査の状況

(a) 監査法人の名称

ひので監査法人

(b) 継続監査期間

3年間

(c) 業務を執行した公認会計士

星川明子
羽入敏祐

(d) 監査業務に係る補助者の構成

当社の監査業務に係る補助者は公認会計士1名、その他3名であります。

(e) 監査法人の選定方針と理由

当社がひので監査法人を会計監査人と選定した理由は、同監査法人の品質管理体制、専門性及び監査報酬等を総合的に勘案した結果であります。会計監査人の職務執行に関して支障がある場合など、必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決議し、当該議案を株主総会に提出いたします。

(f) 監査役及び監査役会による会計監査人の評価

監査等委員会設置会社移行前の監査役及び監査役会は、ひので監査法人の監査方針、監査計画、監査の方法及び同監査法人の職務の執行が適正に実施される事を確保するための体制について評価を行った結果、特段の問題はなく、会計監査人としての職務の遂行は相当であると評価しております。

監査報酬の内容等

(a) 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	13,800	-	13,800	-
連結子会社	-	-	-	-
計	13,800	-	13,800	-

(b) 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬

該当事項はありません。

(c) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

(d) 監査報酬の決定方針

当社の規模、監査人員数、監査日程及び予定監査日数等を総合的に勘案したうえで、報酬金額について、監査等委員会設置会社移行前の監査役会の同意を得て決定しております。

(e) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会設置会社移行前の監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、適時に合理的な報酬で効率的に実施される高品質な監査であることを確認し、検討した結果、適切であると判断し、会社法第399条第1項および同条第2項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当該事業年度において、当社の役員報酬に関する株主総会決議は、2006年3月30日になされており、同株主総会において、取締役の報酬額は年額1億円以内、監査役の報酬額は年額2,000万円以内と決議しております。取締役の報酬は短期的な業績だけでなく、企業価値の向上への貢献度合いを考慮して、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、その役位、職責、在任年数等に応じて、同業退社の水準、当社の業績、従業員の給与水準等を考慮して、取締役会において決定しております。また、取締役の報酬は金銭による固定の月額報酬のみから構成しております。当該事業年度の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動としては、2020年3月27日開催の臨時取締役会において、取締役の報酬における当社の課題（報酬水準、業績連動報酬採用の有無など）を整理したうえ、個別支給額を協議し、2006年3月30日開催の株主総会で決議された報酬額の範囲内において取締役会で決議しております。当該事業年度の監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、常勤・非常勤の別、業務分担、在任年数等の状況を考慮して、監査役の協議を経て決定され、監査役の独立性確保の観点から、金銭による固定の月額報酬のみから構成しております。

なお、当社は2021年3月26日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款変更が決議されたことにより、同日付をもって監査役会設置会社からへ移行しており、同株主総会により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、年額1億円以内（うち社外取締役分は3,000万円）、監査等委員である取締役の報酬額は、年額2,000万円以内とそれぞれ決議しております。

提出日現在において、これらの報酬額の支給対象となる役員の人数は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名（うち社外取締役1名）及び監査等委員である取締役3名であります。

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法に関する方針を定めており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の決定においては、株主総会で決議された額の範囲内で、各取締役の職務内容及び責任を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の決定においては、短期的な業績だけでなく、企業価値の向上への貢献度合いを考慮します。報酬は、金銭による固定の月額報酬のみから構成されており、その役位、職責、在任年数等に応じて、同業退社の水準、当社の業績、従業員の給与水準等を考慮しながら、総合的に勘案して、取締役会にて決定いたします。これに加え、報酬の決定においては、客観性・透明性を確保する観点から、必要に応じて、税理士や弁護士等の外部専門家に意見を求めることとします。役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動としては、2021年2月12日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社への移行に伴う役員報酬に関する株主総会議案について決議しております。また、2021年3月26日開催の臨時取締役会においては、新たな役員報酬制度及び基本方針について協議・決定し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬における当社の課題（報酬水準、業績連動報酬採用の有無など）を整理したうえ、個別支給額を協議し、2021年3月26日開催の株主総会で決議された報酬額の範囲内において取締役会で決議しております。監査等委員である取締役の報酬等の額は、独立性の確保の観点から、金銭による固定の月額報酬のみから構成し、株主総会で決議された額の範囲内で、役職（委員長）、業務の分担等を勘案して、監査等委員である取締役の協議を経て決定しております。

当該事業年度に係る役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員 の員数 (名)
		固定報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	41,100	41,100	-	-	-	2
監査役 (社外監査役を除く)	7,200	7,200	-	-	-	1
社外取締役	7,680	7,680	-	-	-	2
社外監査役	7,200	7,200	-	-	-	2
合計	63,180	63,180	-	-	-	7

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年1月1日から2020年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年1月1日から2020年12月31日まで)の財務諸表について、ひので監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、企業会計基準等の内容を優先的に入手しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,065,072	1,460,867
売掛金	56,562	45,880
商品及び製品	16,489	15,304
仕掛品	1,537	310
原材料及び貯蔵品	30,164	27,097
前払費用	19,093	20,783
未収消費税等	53,350	50,698
その他	3,216	1,246
流動資産合計	1,245,486	1,622,187
固定資産		
有形固定資産		
建物	22,058	12,508
機械及び装置	3,849	2,286
工具、器具及び備品	50,591	41,533
減価償却累計額	47,386	56,329
有形固定資産合計	29,113	-
無形固定資産		
ソフトウェア	552	-
無形固定資産合計	552	-
投資その他の資産		
投資有価証券	119,799	-
関係会社株式	-	3 106,007
その他	2 61,289	2 78,262
投資その他の資産合計	181,089	184,270
固定資産合計	210,755	184,270
資産合計	1,456,242	1,806,457
負債の部		
流動負債		
買掛金	2 9,313	2 4,765
未払金	33,733	41,489
未払法人税等	10,574	18,044
賞与引当金	4,244	4,808
前受金	30,114	28,649
その他	22,467	22,328
流動負債合計	110,447	120,084
固定負債		
長期借入金	-	160,000
固定負債合計	-	160,000
負債合計	110,447	280,084

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,872,335	4,348,286
資本剰余金	1,094,132	1,570,083
利益剰余金	3,617,630	4,401,491
自己株式	227	227
株主資本合計	1,348,609	1,516,651
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	-	321
為替換算調整勘定	21,340	13,890
その他の包括利益累計額合計	21,340	14,211
新株予約権	18,525	23,933
純資産合計	1,345,795	1,526,373
負債純資産合計	1,456,242	1,806,457

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
売上高	275,824	199,466
売上原価	3 59,196	3 61,279
売上総利益	216,627	138,186
販売費及び一般管理費		
研究開発費	1 546,181	1 438,839
その他	2 451,243	2 418,868
販売費及び一般管理費合計	997,424	857,708
営業損失()	780,796	719,521
営業外収益		
受取利息	11	11
為替差益	123	172
受取手数料	466	204
還付加算金	175	47
その他	33	8
営業外収益合計	809	443
営業外費用		
支払利息	181	152
持分法による投資損失	-	14,996
新株発行費	6,064	10,474
営業外費用合計	6,246	25,622
経常損失()	786,234	744,701
特別利益		
新株予約権戻入益	3,663	1,737
特別利益合計	3,663	1,737
特別損失		
減損損失	-	4 37,096
特別損失合計	-	37,096
税金等調整前当期純損失()	782,571	780,060
法人税、住民税及び事業税	172	3,800
法人税等合計	172	3,800
当期純損失()	782,398	783,860
親会社株主に帰属する当期純損失()	782,398	783,860

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
当期純損失()	782,398	783,860
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	-	321
為替換算調整勘定	3,885	7,449
その他の包括利益合計	3,885	7,128
包括利益	786,283	776,732
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	786,283	776,732
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,509,913	731,710	2,835,232	227	1,406,164
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	362,421	362,421			724,843
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			782,398		782,398
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	362,421	362,421	782,398	-	57,555
当期末残高	3,872,335	1,094,132	3,617,630	227	1,348,609

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	-	17,454	17,454	23,074	1,411,784
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）					724,843
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）					782,398
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	3,885	3,885	4,548	8,434
当期変動額合計	-	3,885	3,885	4,548	65,989
当期末残高	-	21,340	21,340	18,525	1,345,795

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,872,335	1,094,132	3,617,630	227	1,348,609
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	475,951	475,951			951,902
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			783,860		783,860
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	475,951	475,951	783,860	-	168,041
当期末残高	4,348,286	1,570,083	4,401,491	227	1,516,651

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	-	21,340	21,340	18,525	1,345,795
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）					951,902
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）					783,860
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	321	7,449	7,128	5,407	12,536
当期変動額合計	321	7,449	7,128	5,407	180,578
当期末残高	321	13,890	14,211	23,933	1,526,373

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	782,571	780,060
減価償却費	5,495	9,777
減損損失	-	37,096
受取利息	11	11
支払利息	181	152
持分法による投資損益(は益)	-	14,996
為替差損益(は益)	3	-
株式報酬費用	2,201	6,104
新株発行費	6,064	10,474
新株予約権戻入益	3,663	1,737
売上債権の増減額(は増加)	271,285	10,344
たな卸資産の増減額(は増加)	7,949	5,479
差入保証金の増減額(は増加)	-	15,000
その他の流動資産の増減額(は増加)	14,626	3,426
仕入債務の増減額(は減少)	1,485	4,548
未払金の増減額(は減少)	24,289	668
前受金の増減額(は減少)	34,502	1,465
賞与引当金の増減額(は減少)	4,244	564
その他の流動負債の増減額(は減少)	653	1,219
小計	564,500	702,518
利息の受取額	9	9
利息の支払額	181	161
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	12,838	1,990
営業活動によるキャッシュ・フロー	577,511	700,678
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	13,199	6,450
無形固定資産の取得による支出	275	3,834
投資有価証券の取得による支出	119,799	-
敷金の差入による支出	-	2,330
投資活動によるキャッシュ・フロー	133,274	12,615
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	-	160,000
新株予約権の行使による株式の発行による収入	718,364	938,683
新株予約権の発行による収入	2,884	4,245
財務活動によるキャッシュ・フロー	721,248	1,102,928
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,283	6,160
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	7,178	395,794
現金及び現金同等物の期首残高	1,057,893	1,065,072
現金及び現金同等物の期末残高	1,065,072	1,460,867

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 . 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

CellSeed Sweden AB

CellSeed Europe Ltd. (休眠会社)

2 . 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 1社

持分法適用会社の名称

日生細胞生技股份有限公司(Up Cell Biomedical Co.)

なお、日生細胞生技股份有限公司(Up Cell Biomedical Co.)は、当連結会計年度において、共同出資により設立したため、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。

3 . 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 . 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

a 関係会社株式

移動平均法による原価法によっております。

b その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

たな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

a 商品

総平均法

b 製品

総平均法

c 貯蔵品

総平均法

d 原材料

総平均法

e 仕掛品

個別法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

機械及び装置 9～17年

工具、器具及び備品 3～15年

(3) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社及び在外持分法適用会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、ます。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定

めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

3. 会計上の見積りの開示に関する会計基準

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)が2003年に公表した国際会計基準(IAS)第1号「財務諸表の表示」(以下「IAS第1号」)第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準(以下「本会計基準」)が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則(開示目的)を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末から適用します。

4. 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解(注1-2)の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末から適用します。

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)等を2018年4月1日以後適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(ストック・オプション等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行したときは、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行するときは、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金及び資本準備金に振り替えます。

なお、新株予約権が失効したときは、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理しております。

(連結貸借対照表関係)

1. 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。
連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
当座貸越極度額	150,000千円	150,000千円
借入実行残高	- 千円	- 千円
差引額	150,000千円	150,000千円

2. 担保資産

前連結会計年度(2019年12月31日)

投資その他の資産の「その他」に含まれる保証金のうち15,000千円は、仕入債務(6,437千円)の担保に供しております。

当連結会計年度(2020年12月31日)

投資その他の資産の「その他」に含まれる保証金のうち30,000千円は、仕入債務(4,546千円)の担保に供しております。

3. 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
関係会社株式	- 千円	106,007千円

(連結損益計算書関係)

1. 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

なお、当社グループの研究開発費の総額は、前連結会計年度は546,181千円、当連結会計年度は438,839千円であります。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
給与手当	124,389千円	109,705千円
業務委託費	61,181千円	58,173千円
修繕費	59,456千円	54,323千円
消耗品費	65,309千円	41,492千円
賞与引当金繰入額	2,161千円	2,851千円
補助金収入	45,177千円	30,114千円

2. その他の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
役員報酬	62,085千円	63,180千円
給与手当	83,101千円	71,057千円
賞与	32,351千円	18,496千円
支払報酬	29,487千円	27,125千円
特許関連費	28,247千円	17,411千円
賞与引当金繰入額	2,083千円	1,957千円

3. 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
	7,629千円	3,139千円

4. 当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	金額(千円)
本社(東京都江東区)	共用資産	建物 機械及び装置 工具、器具及び備品等	37,096

(注) 1 本社の建物等、特定の事業との関連が明確でない資産につきましては共用資産としております。

2 減損損失の主な内訳は、建物9,549千円、機械及び装置1,563千円、工具、器具及び備品等25,984千円であります。

当社グループは、減損損失を認識するにあたり、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業セグメントを基礎としてグルーピングしております。

減損損失の認識に至った経緯として、共用資産を含むより大きな単位について、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっており、投資額の回収が見込めなくなったため減損損失を計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、零として評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	- 千円	321千円
為替換算調整勘定：		
当期発生額	3,885千円	7,449千円
その他の包括利益合計	3,885千円	7,128千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当連結会計年度末 (千株)
普通株式(注)	11,459	1,522	-	12,981

(注) 増加数の内訳は、次のとおりです。

第18回新株予約権(15,224個)の行使による増加 1,522千株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当連結会計年度末 (千株)
普通株式	0	-	-	0

3. 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第18回新株予約権 (注) 1, 2	普通株式	-	2,800,000	1,522,400	1,277,600	1,315
	ストック・オプションとしての新株予約権(注) 3	-	-	-	-	-	17,210
合計			-	2,800,000	1,522,400	1,277,600	18,525

- (注) 1 第18回新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものです。
 2 第18回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものです。
 3 上記の新株予約権の目的となる株式の種類及び新株予約権の目的となる株式の数については、(ストック・オプション等関係)に記載しております。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当連結会計年度末 (千株)
普通株式(注)	12,981	3,026	-	16,008

(注) 増加数の内訳は、次のとおりです。

第18回新株予約権(12,776個)の行使による増加	1,277千株
第19回新株予約権(17,489個)の行使による増加	1,748千株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当連結会計年度末 (千株)
普通株式	0	-	-	0

3. 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	第18回新株予約権 (注)1	普通株式	1,277,600	-	1,277,600	-	-
	第19回新株予約権 (注)2,3	普通株式	-	3,500,000	1,748,900	1,751,100	1,891
	ストック・オプションとし ての新株予約権(注)4	-	-	-	-	-	22,042
合計			1,277,600	3,500,000	3,026,500	1,751,100	23,933

(注)1 第18回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものです。

2 第19回新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものです。

3 第19回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものです。

4 上記の新株予約権の目的となる株式の種類及び新株予約権の目的となる株式の数については、(ストック・オプション等関係)に記載しております。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
現金及び預金	1,065,072千円	1,460,867千円
現金及び現金同等物	1,065,072千円	1,460,867千円

(リース取引関係)

リース契約1件当たりの金額が少額で、内容の重要性が乏しいリース取引のため注記を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、具体的支出が発生するまでの間は、安全性の高い金融商品等で運用していく方針です。デリバティブは、利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。

関係会社株式は、台湾合弁会社(日生細胞生技股份有限公司)への出資に係るものであり、信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、全てが1年以内の支払期日であります。営業債権及び営業債務の一部には、外貨建てのものがあり、為替リスクに晒されております。また長期借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、固定金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、債権について、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財政状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当社グループでは定期的に合弁会社の財務状況等を把握しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、支払期日及び残高等を定期的に管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2019年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,065,072	1,065,072	-
(2) 売掛金	56,562	56,562	-
(3) 未収消費税等	53,350	53,350	-
資産計	1,174,984	1,174,984	-
(1) 買掛金	9,313	9,313	-
(2) 未払金	33,733	33,733	-
(3) 未払法人税等	10,574	10,574	-
負債計	53,621	53,621	-

当連結会計年度（2020年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,460,867	1,460,867	-
(2) 売掛金	45,880	45,880	-
(3) 未収消費税等	50,698	50,698	-
資産計	1,557,445	1,557,445	-
(1) 買掛金	4,765	4,765	-
(2) 未払金	41,489	41,489	-
(3) 未払法人税等	18,044	18,044	-
(4) 長期借入金	160,000	156,207	3,792
負債計	224,298	220,505	3,792

(注) 1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金 (3) 未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で、割り引いた現在価値により算定しております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

投資有価証券(当連結会計年度の連結貸借対照表計上額は-千円、前連結会計年度の連結貸借対照表計上額は199,799千円)及び関係会社株式(当連結会計年度の連結貸借対照表計上額は106,007千円、前連結会計年度の連結貸借対照表計上額は-千円)は台湾合弁会社(日生細胞生技股份有限公司(Up Cell Biomedical Co.))に係るものであり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

3 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（2019年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,065,072	-	-	-
売掛金	56,562	-	-	-
未収消費税等	53,350	-	-	-
合計	1,174,984	-	-	-

当連結会計年度（2020年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,460,867	-	-	-
売掛金	45,880	-	-	-
未収消費税等	50,698	-	-	-
合計	1,557,445	-	-	-

4 長期借入金の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
長期借入金	-	1,250	7,500	7,500	10,834

（有価証券関係）

前連結会計年度（2019年12月31日）

投資有価証券は台湾合弁会社への出資に係る株式申込証拠金（連結貸借対照表計上額119,799千円）であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当連結会計年度（2020年12月31日）

関係会社株式（連結貸借対照表計上額106,007千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

（デリバティブ取引関係）

当社グループは、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

（退職給付関係）

当社グループは、退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
研究開発費(株式報酬費用)	1,720千円	2,034千円
販売費及び一般管理費(株式報酬費用)	481千円	4,070千円

2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
新株予約権戻入益	3,663千円	1,737千円

3 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第14回新株予約権	第15回新株予約権	第17回新株予約権
取締役会決議日	2015年8月13日	2015年8月13日	2017年8月10日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名	当社従業員 25名	当社従業員 36名
株式の種類別の ストック・オプション数(注)	普通株式 135,000株	普通株式 63,000株	普通株式 146,000株
付与日	2015年8月31日	2015年8月31日	2017年8月30日
権利確定条件	「第4提出会社の状況 1株式等の状況(2)新株 予約権等の状況」に記載 の通りであります。	「第4提出会社の状況 1株式等の状況(2)新株 予約権等の状況」に記載 の通りであります。	「第4提出会社の状況 1株式等の状況(2)新株 予約権等の状況」に記載 の通りであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2015年8月31日 至 2025年8月30日	自 2017年9月1日 至 2025年8月31日	自 2019年9月1日 至 2027年7月31日

	第20回新株予約権	第21回新株予約権
取締役会決議日	2020年7月21日	2020年7月21日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名	当社従業員 34名
株式の種類別の ストック・オプション数(注)	普通株式 120,000株	普通株式 115,900株
付与日	2020年8月6日	2020年8月6日
権利確定条件	「第4提出会社の状況 1株式等の状況(2)新株 予約権等の状況」に記載 の通りであります。	「第4提出会社の状況 1株式等の状況(2)新株 予約権等の状況」に記載 の通りであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2023年1月1日 至 2024年8月6日	自 2022年8月7日 至 2024年8月6日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2020年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第14回新株予約権	第15回新株予約権	第17回新株予約権
取締役会決議日	2015年8月13日	2015年8月13日	2017年8月10日
権利確定前(株)			
期首	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後(株)			
期首	85,000	10,000	50,000
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	2,000	4,000
未行使残	85,000	8,000	46,000

	第20回新株予約権	第21回新株予約権
取締役会決議日	2020年7月21日	2020年7月21日
権利確定前(株)		
期首	-	-
付与	120,000	115,900
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	120,000	115,900
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

単価情報

	第14回新株予約権	第15回新株予約権	第17回新株予約権
取締役会決議日	2015年8月13日	2015年8月13日	2017年8月10日
権利行使価格(円)	705	705	524
行使時平均株価(円)	-	-	-
公正な評価単価 (付与日)(円)	7	340	264.3

	第20回新株予約権	第21回新株予約権
取締役会決議日	2020年7月21日	2020年7月21日
権利行使価格(円)	372	372
行使時平均株価(円)	-	-
公正な評価単価 (付与日)(円)	144	144

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 当連結会計年度において付与された第20回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 モンテカルロ・シミュレーション

主な基礎数値及び見積方法

	第20回新株予約権
株価変動性(注)1	65%
予想残存期間(注)2	3.2年
予想配当(注)3	-円/株
無リスク利子率(注)4	0.1%

(注)1. 当社普通株式のヒストリカルボラティリティに基づき算定しております。

2. 権利行使期間中間点で権利行使が実施されるものと想定しております。

3. 直近までの配当実績等によっております。

4. 予想残存期間に対応する日本国債の利回りであります。

(2) 当連結会計年度において付与された第21回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ・モデル

主な基礎数値及び見積方法

	第21回新株予約権
株価変動性(注)1	67%
予想残存期間(注)2	3.0年
予想配当(注)3	-円/株
無リスク利子率(注)4	0.1%

(注)1. 当社普通株式のヒストリカルボラティリティに基づき算定しております。

2. 権利行使期間中間点で権利行使が実施されるものと想定しております。

3. 直近までの配当実績等によっております。

4. 予想残存期間に対応する日本国債の利回りであります。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
(繰延税金資産)		
減価償却	147,576千円	139,093千円
税務上の繰越欠損金	2,072,716千円	1,995,601千円
その他	6,155千円	6,991千円
小計	2,226,448千円	2,141,686千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	2,072,716千円	1,995,601千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	153,732千円	146,084千円
評価性引当額小計	2,226,448千円	2,141,686千円
繰延税金資産合計	-千円	-千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
前連結会計年度(2019年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金(a)	317,264	327,746	197,293	184,060	168,220	878,131	2,072,716
評価性引当額	317,264	327,746	197,293	184,060	168,220	878,131	2,072,716
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2020年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金(a)	327,746	197,293	184,060	168,220	300,266	818,013	1,995,601
評価性引当額	327,746	197,293	184,060	168,220	300,266	818,013	1,995,601
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因
となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度(2019年12月31日)

税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(2020年12月31日)

税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

1. 当該資産除去債務の概要

本社の賃貸借契約に伴う原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を下記のように見積もっております。

本社	15年
----	-----

3. 当該資産除去債務の総額の増減

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

期首時点において、敷金の回収が最終的に見込めないと算定した金額は4,295千円であり、当連結会計年度末における金額は、履行等による減少額357千円を調整した3,937千円であります。

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

期首時点において、敷金の回収が最終的に見込めないと算定した金額は3,937千円であり、当連結会計年度末における金額は、履行等による減少額357千円を調整した3,579千円であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、事業領域の核を「再生医療」として、国内・海外で再生医療支援事業、細胞シート再生医療事業の活動を展開していることから、「再生医療支援事業」及び「細胞シート再生医療事業」の2つを報告セグメントとしております。

「再生医療支援事業」では、温度応答性細胞培養器材等の研究開発・製造・販売を中心に行っており、「細胞シート再生医療事業」では、現在、細胞シート再生医療等製品の研究開発を中心に行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1,2, 3,4,5	連結財務諸 表計上額 (注)6
	再生医療支援 事業	細胞シート再 生医療事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	117,134	158,689	275,824	-	275,824
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	117,134	158,689	275,824	-	275,824
セグメント損失()	43,944	424,248	468,192	312,604	780,796
セグメント資産	61,621	178,176	239,797	1,216,444	1,456,242
セグメント負債	11,777	45,428	57,206	53,240	110,447
その他の項目					
減価償却費	-	-	-	5,495	5,495
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	-	-	-	15,227	15,227

(注)1 セグメント損失()の調整額 312,604千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に親会社本社の経営企画部門などに係る費用であります。

2 セグメント資産の調整額1,216,444千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に親会社での余資運用資金及び管理部門などに係る資産であります。

3 セグメント負債の調整額53,240千円は、各報告セグメントに配分していない全社負債であります。全社負債は、主に親会社での未払金、及び未払法人税などであります。

4 減価償却費の調整額5,495千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に対するものであります。

5 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額15,227千円は、報告セグメントに帰属しない親会社本社の設備投資額であります。

6 セグメント損失()は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1, 2, 3, 4, 5	連結財務諸 表計上額 (注) 6
	再生医療支援 事業	細胞シート再 生医療事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	147,314	52,152	199,466	-	199,466
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	147,314	52,152	199,466	-	199,466
セグメント損失（ ）	38,901	390,492	429,393	290,127	719,521
セグメント資産	89,374	161,587	250,961	1,555,496	1,806,457
セグメント負債	11,414	50,063	61,478	218,605	280,084
その他の項目					
減価償却費	-	-	-	9,777	9,777
有形固定資産及び無形固定資産の増加 額	-	-	-	16,850	16,850

- (注) 1 セグメント損失（ ）の調整額 290,127千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に親会社本社の経営企画部門などに係る費用であります。
- 2 セグメント資産の調整額1,555,496千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に親会社での余資運用資金及び管理部門などに係る資産であります。
- 3 セグメント負債の調整額218,605千円は、各報告セグメントに配分していない全社負債であります。全社負債は、主に親会社での未払金、未払法人税、長期借入金などであります。
- 4 減価償却費の調整額9,777千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に対するものであります。
- 5 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額16,850千円は、報告セグメントに帰属しない親会社本社の設備投資額であります。
- 6 セグメント損失（ ）は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	欧州	アジア	米国	合計
62,204	48,725	164,552	341	275,824

(注) 1 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

2 各区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

欧州・・・デンマーク

アジア・・・台湾

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
MetaTech(AP) INC.	164,552	細胞シート再生医療事業
Thermo Fisher Scientific Inc.	48,725	再生医療支援事業
フナコシ(株)	26,059	再生医療支援事業
学校法人東京女子医科大学	14,074	再生医療支援事業

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	欧州	アジア	米国	合計
66,627	53,591	79,248	-	199,466

(注) 1 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

2 各区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

欧州・・・デンマーク

アジア・・・台湾

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
MetaTech(AP) INC.	79,248	細胞シート再生医療事業
Thermo Fisher Scientific Inc.	53,591	再生医療支援事業
フナコシ(株)	32,246	再生医療支援事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

	再生医療支援事業	細胞シート再生医療事業	全社・消去	合計
減損損失	-	-	37,096	37,096

(注) 「全社・消去」の金額は、セグメントに帰属しない全社資産に係る減損損失であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)		当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	
1株当たり純資産額	102円24銭	1株当たり純資産額	93円85銭
1株当たり当期純損失()	66円60銭	1株当たり当期純損失()	55円31銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-	潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,345,795	1,526,373
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	18,525	23,933
(うち新株予約権)(千円)	(18,525)	(23,933)
普通株式に係る純資産額(千円)	1,327,269	1,502,439
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	12,981	16,008

2 1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり当期純損失		
親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	782,398	783,860
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	782,398	783,860
普通株式の期中平均株式数(千株)	11,748	14,173
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	-
(うち、新株予約権(千株))	-	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第14回 850個 第15回 100個 第17回 500個	第14回 850個 第15回 80個 第17回 460個 第20回 1,200個 第21回 1,159個

(重要な後発事象)

(第19回新株予約権の権利行使)

当社が2020年8月6日に発行した第19回新株予約権につき、2021年1月1日から2021年3月22日までの間に、以下のとおり行使されました。

(1) 新株予約権行使の概要

新株予約権の名称

株式会社セルシード第19回新株予約権

行使価格

1株当たり227～260円

行使新株予約権個数

4,995個

行使者

バークレイズ・バンク・ピーエルシー (Barclays Bank PLC)

交付株式数

499,500株

行使価額総額

119,522千円

(2) 当該新株予約権行使による発行済株式数及び資本金

増加する発行済株式数

499,500株

増加する資本金の額

60,031千円

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
長期借入金	-	160,000	1.4	2022年～2030年
合計	-	160,000	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金は利子補給後の利率を記載しております。

3. 長期借入金の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	1,250	7,500	7,500	10,834

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	31,253	58,327	83,846	199,466
税金等調整前四半期(当期)純損失 (千円)	181,772	340,088	610,122	780,060
親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失 (千円)	182,074	340,693	611,030	783,860
1株当たり四半期(当期)純損失 (円)	13.69	25.10	44.09	55.31

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失 (円)	13.69	11.46	18.74	11.44

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	989,290	1,373,289
売掛金	56,562	45,880
商品及び製品	16,489	15,304
仕掛品	1,537	310
原材料及び貯蔵品	30,164	27,097
前払費用	19,093	20,783
未収消費税等	49,348	48,112
その他	3,216	15,275
流動資産合計	1,165,703	1,536,053
固定資産		
有形固定資産		
建物	22,058	12,508
機械及び装置	3,849	2,286
工具、器具及び備品	50,591	41,533
減価償却累計額	47,386	56,329
有形固定資産合計	29,113	-
無形固定資産		
ソフトウェア	552	-
無形固定資産合計	552	-
投資その他の資産		
投資有価証券	119,799	-
関係会社株式	-	119,478
関係会社出資金	101,226	101,226
その他	361,289	378,262
投資その他の資産合計	282,315	298,966
固定資産合計	311,981	298,966
資産合計	1,477,685	1,835,019
負債の部		
流動負債		
買掛金	39,313	34,765
未払金	133,974	40,489
未払費用	11,218	10,854
未払法人税等	10,574	18,044
賞与引当金	4,244	4,808
前受金	30,114	28,649
預り金	11,249	11,473
流動負債合計	110,688	119,085
固定負債		
長期借入金	-	160,000
固定負債合計	-	160,000
負債合計	110,688	279,085

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,872,335	4,348,286
資本剰余金		
資本準備金	1,094,132	1,570,083
資本剰余金合計	1,094,132	1,570,083
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,617,768	4,385,820
利益剰余金合計	3,617,768	4,385,820
自己株式	227	227
株主資本合計	1,348,471	1,532,322
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	321
評価・換算差額等合計	-	321
新株予約権	18,525	23,933
純資産合計	1,366,997	1,555,934
負債純資産合計	1,477,685	1,835,019

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
売上高	275,824	199,466
売上原価	59,196	61,279
売上総利益	216,627	138,186
販売費及び一般管理費	1, 2 998,511	1, 2 857,053
営業損失()	781,883	718,866
営業外収益		
受取利息	10	10
為替差益	273	329
受取手数料	466	204
還付加算金	175	47
その他	33	8
営業外収益合計	959	600
営業外費用		
支払利息	181	152
新株発行費	6,064	10,474
営業外費用合計	6,246	10,626
経常損失()	787,171	728,892
特別利益		
新株予約権戻入益	3,663	1,737
特別利益合計	3,663	1,737
特別損失		
減損損失	-	37,096
特別損失合計	-	37,096
税引前当期純損失()	783,508	764,252
法人税、住民税及び事業税	172	3,800
法人税等合計	172	3,800
当期純損失()	783,335	768,052

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	3,509,913	731,710	731,710	2,834,433	2,834,433	227	1,406,963
当期変動額							
新株の発行（新株 予約権の行使）	362,421	362,421	362,421				724,843
当期純損失（ ）				783,335	783,335		783,335
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	362,421	362,421	362,421	783,335	783,335	-	58,492
当期末残高	3,872,335	1,094,132	1,094,132	3,617,768	3,617,768	227	1,348,471

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価 差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	-	-	23,074	1,430,038
当期変動額				
新株の発行（新株 予約権の行使）				724,843
当期純損失（ ）				783,335
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	4,548	4,548
当期変動額合計	-	-	4,548	63,041
当期末残高	-	-	18,525	1,366,997

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	3,872,335	1,094,132	1,094,132	3,617,768	3,617,768	227	1,348,471
当期変動額							
新株の発行(新株 予約権の行使)	475,951	475,951	475,951				951,902
当期純損失()				768,052	768,052		768,052
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	475,951	475,951	475,951	768,052	768,052	-	183,850
当期末残高	4,348,286	1,570,083	1,570,083	4,385,820	4,385,820	227	1,532,322

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価 差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	-	-	18,525	1,366,997
当期変動額				
新株の発行(新株 予約権の行使)				951,902
当期純損失()				768,052
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	321	321	5,407	5,086
当期変動額合計	321	321	5,407	188,937
当期末残高	321	321	23,933	1,555,934

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式・関係会社出資金

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商品

総平均法

製品

総平均法

貯蔵品

総平均法

原材料

総平均法

仕掛品

個別法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

機械及び装置 9～17年

工具、器具及び備品 3～15年

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上してます。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)等を2018年4月1日以後適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(ストック・オプション等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行したときは、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行するときは、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金及び資本準備金に振り替えます。

なお、新株予約権が失効したときは、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理しております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
短期金銭債権	- 千円	4,029千円
短期金銭債務	1,820千円	- 千円

2. 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。
事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
当座貸越極度額	150,000千円	150,000千円
借入実行残高	- 千円	- 千円
差引額	150,000千円	150,000千円

3. 担保資産

前事業年度(2019年12月31日)

投資その他の資産の「その他」に含まれる保証金のうち15,000千円は、仕入債務(6,437千円)の担保に供しております。

当事業年度(2020年12月31日)

投資その他の資産の「その他」に含まれる保証金のうち30,000千円は、仕入債務(4,546千円)の担保に供しております。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業取引による取引高		
研究開発費	15,669千円	2,032千円

2. 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度10.4%、当事業年度11.8%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度89.6%、当事業年度88.2%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
役員報酬	62,085千円	63,180千円
給与手当	83,101千円	71,057千円
賞与	32,351千円	18,496千円
研究開発費	547,268千円	438,185千円
支払報酬	29,487千円	27,125千円
特許関連費	28,247千円	17,411千円
賞与引当金繰入額	2,083千円	1,957千円

(有価証券関係)

投資有価証券(当事業年度の貸借対照表計上額は-千円、前事業年度の貸借対照表計上額は119,799千円)、関係会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は119,478千円、前事業年度の貸借対照表計上額は-千円)及び関係会社出資金(当事業年度の貸借対照表計上額は101,226千円、前事業年度の貸借対照表計上額は101,226千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから記載しておりません。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
(繰延税金資産)		
減価償却	147,576千円	139,093千円
税務上の繰越欠損金	2,072,716千円	1,995,601千円
その他	6,155千円	6,991千円
小計	2,226,448千円	2,141,686千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	2,072,716千円	1,995,601千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	153,732千円	146,084千円
評価性引当額小計	2,226,448千円	2,141,686千円
繰延税金資産合計	-千円	-千円

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(2019年12月31日)

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当事業年度(2020年12月31日)

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

(第19回新株予約権の権利行使)

当社が2020年8月6日に発行した第19回新株予約権につき、2021年1月1日から2021年3月22日までの間に、以下のとおり行使されました。

(1)新株予約権行使の概要

新株予約権の名称

株式会社セルシード第19回新株予約権

行使価格

1株当たり227~260円

行使新株予約権個数

4,995個

行使者

パークレイズ・バンク・ピーエルシー (Barclays Bank PLC)

交付株式数

499,500株

行使価額総額

119,522千円

(2)当該新株予約権行使による発行済株式数及び資本金

増加する発行済株式数

499,500株

増加する資本金の額

60,031千円

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から同年12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3カ月以内
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行います。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 電子公告掲載URL： https://www.cellseed.com/index.html
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使できないものと定款で定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度 第19期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）2020年3月30日関東財務局長に提出。
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
2020年3月30日関東財務局長に提出。
- (3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書
第20期第1四半期（自 2020年1月1日 至 2020年3月31日）2020年5月15日関東財務局長に提出。
第20期第2四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）2020年8月14日関東財務局長に提出。
第20期第3四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）2020年11月13日関東財務局長に提出。
- (4) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
2020年4月2日関東財務局長に提出。
- (5) 有価証券届出書（第三者割当による新株式発行）及びその添付書類
2020年7月21日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年3月22日

株式会社セルシード

取締役会 御中

ひので監査法人

東京都港区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 星 川 明 子

指定社員
業務執行社員 公認会計士 羽 入 敏 祐

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セルシードの2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セルシード及び連結子会社の2020年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社セルシードの2020年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社セルシードが2020年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立し

ており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2021年3月22日

株式会社セルシード

取締役会 御中

ひので監査法人

東京都港区

指定社員
業務執行社員

公認会計士 星 川 明 子

指定社員
業務執行社員

公認会計士 羽 入 敏 祐

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セルシードの2020年1月1日から2020年12月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セルシードの2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。